

平成24年6月那賀町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成24年6月5日(火)

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	烝原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 1名

13番 東谷 久男

欠 員 なし

会議録署名議員

12番 福永 泰明 14番 新居 敏弘

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託センター準備室長	山本 賢明

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第34号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同約の変更について
- 議案第35号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第36号 那賀町地域活性化・公共投資基金条例の廃止について
- 議案第37号 那賀町税条例の一部改正について
- 議案第38号 那賀町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第39号 那賀町印鑑条例の一部改正について
- 議案第40号 那賀町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 議案第41号 那賀町木沢森林総合利用施設「ファガスの森高城」の指定管理者の指定について
- 議案第42号 那賀町特産物展示即売所（山の家「奥槍戸」）の指定管理者の指定について
- 議案第43号 平成24年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第44号 平成24年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

	議案第45号	平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第4	議案第46号	工事請負契約の締結について (平成24年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事)
	議案第47号	工事請負契約の締結について (平成24年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事)
日程第5	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について
	諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について
	諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6	承認第1号	那賀町のぎくの館の指定管理者の指定に係る専決処分の承認を求めることについて
	承認第2号	平成23年度那賀町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて
	承認第3号	平成23年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて
	承認第4号	平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて
	承認第5号	平成23年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
	承認第6号	平成23年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
	承認第7号	平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第7 | 報告第2号 | 専決処分の報告について
(平成23年度都市再生整備計画事業 公営住宅等整備工事 新王子原団地 変更契約) |
| | 報告第3号 | 専決処分の報告について
(平成22年度林業飛躍事業 エコモデル住宅整備工事 変更契約) |
| | 報告第4号 | 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について |
| | 報告第5号 | 平成23年度那賀町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第8 | 陳情第4号 | 外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書決議の陳情書 |

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。
ただいまから、平成24年6月那賀町議会定例会を開会いたします。

午前10時00分 開議

○大澤夫左二議長 これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、5月9日から10日までの2日間、千葉県千葉市で開催された「市町村議会議員特別セミナー」に議員1名を派遣、また5月29日と30日、東京都において「第37回全国議長会議長・副議長研修会」が開催され、私と副議長が参加しましたので御報告いたします。

次に、監査委員から、定期監査と3月から5月に実施した例月出納検査の結果について、議長宛に報告書が提出されていますので御報告いたします。

なお、本日、今定例会に東谷君から体調不良のため欠席したいとの旨、申出がありましたので、御報告いたします。

次に、町長から、お手元に配布のとおり議案等の提出通知がありましたので、御報告いたします。

諸般の報告は以上であります。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において福永泰明君、新居敏弘君の2名を指名いたします。

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの16日間にし
たいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、今期定例会の会期は、本日
から6月20日までの16日間と決定いたしました。

日程第3、議案第34号「徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」から、議案第45号
「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)について」まで
の12件を議題といたします。

以上12件について、町長から提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長、坂口博文君。

○坂口博文町長 おはようございます。

本日、ここに平成24年6月那賀町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の
皆様には公私ともに御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年4月1日より開始をした上流救急隊は、隊員も当初の不安から地理にも慣れ、現
段階では特にトラブルもなく順調に対応していますが、今後とも初心を忘れず、人命を
預かる救急隊の使命を充分認識した対応をしてまいりたいと思っております。

また、森林管理受託センターにつきましては、去る5月14日、職員全員が前職務

の引継ぎを終え、準備室の開所を始めました。平成24年度から国の補助制度が集約施業と搬出間伐のみに補助を行う制度が実施されることになり、集約団地を早急に設定しなければなりません。町有林を含め、隣接所有者の理解を得て施業地の確保に鋭意準備を進めております。国（林野庁）も那賀町の取組に非常に関心を示していただいている中で、今後、課題・問題点が出てくると思われますので、それらを整理し解決策に併せて林野庁を訪問し、財源確保を含め要望活動を行いたいと思っております。

次に、まちづくり交付金事業で完成した公営住宅の入居者につきましては、12名の応募があり、審査の結果、町外で住所を有した7名による抽選で6戸全戸入居が決まり、土佐団地を含め、事業の趣旨である定住人口の確保の効果につながったと思っております。

次に宮ヶ谷川改修工事に伴う移転補償関係につきましては、おおむね契約が成立し、町営住宅入居者を含めて移転者の宅地造成を早期に着手するよう予算を計上いたしております。

また、先般、完成記念及びシンポジウムを開催した相分離プラント及びBTLプラントにつきましては、企業27社を含め多数の見学者を迎え、実用化に向けて国又は県の支援もお願いし、鋭意取り組んでまいります。

また、大塚製菓さんの工場規模拡大につきましては、この夏以降に協議を予定いたしておりますので、議会の皆様方の御協力もお願いをいたします。

出納閉鎖が5月31日で終わり、平成23年度の決算見込みから財政状況につきましては、本議会に提案をいたしておりますとおり基金積立も6億円追加し、平成23年度総額約19億円、基金総額約87億円となりましたが、今後の庁舎など大規模事業を踏まえ、より効率のよい財政運営に努めてまいります。そして、予定をいたしておりますごみ焼却場につきましては、本年度中に場所を決定できるよう最善を尽くしてまいりたいと思っております。

以上、御報告申し上げ、提案理由の御説明を申し上げますが、7%の節電目標ということで、この議場におきましても今議会エアコンを停止いたしております。そういった関係で、上着等クールビズをお願いを申し上げたいと思います。

6月定例会に提案いたします案件は、契約の変更2件、条例の廃止1件、条例の一部改正3件、那賀町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定1件、指定管理者の指定2件、平成24年度補正予算3件、工事請負契約の締結2件、専決処分承認7件、人事案件4件の、合わせて25件について御審議いただくものでございます。その他専決処分等の報告が4件ございます。

以下、議事日程の議案番号順に御説明を申し上げます。

まず、議案第34号は「徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」であります。これは、美馬食肉センター組合の解散に伴う規約の変更です。

議案第35号は「徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」であります。住民基本台帳法の一部を改正する法律により外国人も住民基本台帳法の対象となるため、外国人登録原票が廃止されることに伴う規約の変更であります。

議案第36号は「那賀町地域活性化・公共投資基金条例の廃止について」でありま

す。これは、同基金の事業の完了に伴い基金の設置が不要となったため、基金条例を廃止するものであります。

議案第37号は「那賀町税条例の一部改正について」であります。県たばこ税の一部が町たばこ税に移譲されることによるもの、町民税の分離課税に係る所得割額の特例等廃止、防災対策の財源確保のため、個人住民税の均等割の標準税率が変更されたことなどにより、同条例を改正するものです。平成26年度から平成35年度まで均等割の税率を、現行3,000円に500円を加算した額とするものであります。

議案第38号は「那賀町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」であります。同委員会委員の定数を「5人」と規定するものです。

議案第39号は「那賀町印鑑条例の一部改正について」であります。住民基本台帳法の改正により外国人も住民基本台帳法の対象となるため、印鑑条例を改正するものです。

議案第40号は「那賀町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」であります。従来海川出張所で行っている町の事務の一部を海川郵便局に行っていただくための指定であります。

議案第41号は「那賀町木沢森林総合利用施設『ファガスの森高城』の指定管理者の指定について」であります。同施設の管理運営者として「株式会社四季美谷温泉」を指定管理者として指定するものです。

議案第42号は「那賀町特産物展示即売所（山の家「奥槍戸」）の指定管理者の指定について」であります。同施設についても「株式会社四季美谷温泉」を指定管理者として指定するものです。

議案第43号は「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ371,698千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,849,498千円とするものです。

歳出の主なものでは、総務費では、総務管理費で耐火金庫、公用車の更新、木頭地区の県有旧出原詰所敷地及び建物、公用車購入などで23,697千円を追加、企画費で、本庁舎耐震改修にかかる工事請負費や委託料などで119,551千円を追加しました。

民生費では、児童福祉費で桜谷保育園の改修にかかる委託料や備品、消耗品などで2,985千円を追加しました。

衛生費の清掃費では、ごみ処理施設運営費として5,925千円を追加しました。

農林水産業費の林業費では美しい森づくり基盤整備交付金事業で9,034千円の減額、先駆的木造公共施設整備事業費では桜谷保育園改修工事費など54,986千円を追加しました。農産漁村活性化プロジェクト支援交付金事業費では、作業道桑ノ木谷線、作業道御朱印猪山線測量設計・工事請負費などで45,310千円などを追加しました。

商工費では、観光施設費など4,466千円を追加しました。

土木費では、土木管理費で下ノ内地区住宅移転対策費として56,300千円、道路橋梁費では、社会資本整備総合交付金事業費で12,000千円を追加しました。

消防費では、防災行政無線施設費で3,541千円を追加し、救急対策費では上流

救急隊経費不用分29,640千円を減額しました。

教育費では、教育総務費で学校給食調理場改修費など14,200千円を追加、社会教育費では公民館費など5,001千円を追加、保健体育費ではB&G海洋センター体育館改修設計費など1,750千円を追加しました。

災害復旧費は公共土木施設災害復旧費52,000千円を追加しました。

歳入では、分担金及び負担金7,820千円を減額し、国庫支出金30,682千円、県支出金82,350千円、繰越金117,216千円、町債148,200千円などを財源として充当しました。

地方債補正として、過疎対策事業債などの限度額を変更します。

議案第44号は「平成24年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,364千円とするものです。

歳出は、事業費で、鷺敷簡易水道事業で1,995千円を追加しました。財源としては、歳入で繰越金を同額充当しました。

議案第45号は「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ21,679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,228千円とするものです。

歳出は、那賀町CATV施設費で、旧局舎通信機器移転工事費や緊急L字放送装置設置費などを計上しました。

財源としては、歳入で繰越金を同額充当しました。

以上、14件につきまして御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願いたします。

（何事か呼ぶ者あり）

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 はい、町長。

○坂口博文町長 ちょっと訂正をさせていただきます。「14件」と申しましたが、「12件」の誤りでしたので訂正をさせていただきます。

○大澤夫左二議長 よろしいですか。

議事日程の都合により、これで休憩をいたします。

午前10時17分 休憩

午前11時27分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第34号から議案第45号までの12件について、一括質疑を行います。なお、これらの議案は各常任委員会へ付託の予定となっておりますので、所管分以外の議案について理事者への質疑等を行っていただければと思います。

質疑のある方はどうぞ。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 1点質問させていただきたいと思います。議案第40号、これは郵便局の指定ということなんですけど、実質これは海川支所の廃止と言うか廃所と言う

か、支所機能を休止するというふうには私は捉えております。それでよろしいのですよね、この提案をしてきたということは。

ということは、以前副町長のほうからも、こういった方向で地元の方に御説明をしたいというふうな、それぐらいの話がありました。私も、これ大変重要な問題であると、地域にとってはね。那賀町全体から言えば1海川支所と周辺の行政区の問題であるかもしれませんが、地域にとっては大変な問題じゃと。学校はなくなり庁舎も役場の機能までなくなるということになってくると、これは大変な問題であると私はそう感じておりましたので、町側として十分な説明をしていただいて、住民の方の意見も聞きながら、また住民に必ず理解を求めてから一つ行動をしてほしいというふうなことを申し上げたと思います。

そしてまたこの問題につきましては、合併時にも私も委員でございましたので、そういった問題については新しい町において検討しましょうというふうな形であったと認識しておるのですけれども、その経緯をですね、ちょっと聞かせていただけたらどうかというふうに思うんです。

というのは、ある住民の方からも「町も言うてきたけれども、議会もこれ全部賛成しておるんじゃないか。」というふうなことがありまして、いやそれはちょっと違うのじゃないかと。これは、検討はするということになってはおったけれども、実質議会としてこれに検討に入ったようなことは、事実はないと私は思っておりますので、その点も含めてこの経過をちょっと聞かせていただけますか。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 はい、今回の海川出張所の事務の郵便局への委託の件に関しましては、以前に議会でも説明をさせていただいて、この方向で検討をしておりますと。それから、住民の方にも説明会を開いて理解を得て、平成24年度から、まあ6か月間は経過措置という形で10月からということで説明を、住民の方への説明は昨年1回ともう1回ということで、最終2月に2回目の説明会も行いまして、住民の方の参加された方は少なかったのですが、理解をいただいたということで3月議会でも説明をさせていただいて、4月から9月までは週1回水曜日に海川出張所へ職員、上那賀支所から職員が行きまして事務を行って、その6か月の経過措置を置いて10月1日から郵便局に事務を委託してサービスを行うということで、今海川支所で行っております証明書それからごみ袋等のそういうこともそのままできます。

ただ、個別の職員に対しての相談あたりはできにくい面もあろうかと思うのですが、その辺りは違う形で支所等でカバーして、平谷出張所には職員がおりますので、カバーしてやっていけたらと思っております。

そういうことで御理解をいただけたらと思えます。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 説明に2遍ほど回られたということも私も聞いております。しかし、住民の参加がですね、非常に少なかったという意味で、これは実際住民の方はこれは参加、呼び掛けたが来なかったからという、そういう次元の話ではないと私は思

うんですよ。来ておらんのやけんそれは仕様がないうわという、だから住民が納得しておるのじゃという理論は成り立たんと私は思うんです。

やはりあそこの地域というものは、以前旧上那賀町政からでもやはり旧上那賀町の3つの地域が集合して集まって、その地域の中に1つ1つ支所を置いてやってきた経過があるので、住民にとりましてはもう行政の出先なんじゃわだな。それで、いつも町長がおっしゃられるようにじゃ、「安心して住める町」、そういったものから考えてみますとね、多少、それは確かに利用度が少ないとかそういったものはいろいろ理由があるけんこうしたのだろうと思うんじゃけれども、やはり行政のサービスっていうものがそこで途絶えてしまうんじゃわな。

ですから、こういう問題はやはり地域の問題だけじゃなくて、町会議員さんもおるしそういったものの中でもっと十分検討してですね、何とかそこにいい知恵を絞って、週1回にならんように、半日だけでも行って、ここでちゃんと皆さんに住民の方にいろいろ相談とかこういったものをしてあげるといふような優しい行政のあり方というものをもっと考えられるのじゃないかと私は思うんですよ。

ただ、恐らく理由は利用度が少ないとか人口が減ったとかそういった話だけだろうと思うんです。どこも同じなんですよね、それは。減ったのは。しかし、地域にとってみましたら、あるものがなくなる、これほど寂しいものはない。そして、特に行政のサービスがなくなると、郵便局に任せたくんそれはしておるじゃないかと言やそれまでだけれども、行政と郵便局は違う、私はそう思うんです。

現にキャンプ場の委託にしたって、それはそんなに別に重要とは思いませんよ、私も。確かに経営上はそれは確かに必要かも分かりませんが、ことこの庁舎の海川地区の廃止じゃわな。これはね、住民にとってはもう死活問題にも匹敵するんじゃわだ。もうお年寄りなんかは大変困っておる、困る。それはそんな軽易な、何と云うのかね、戸籍のとかこういうものはそれは郵便局でできますわと言うたらそれで終わりよ。やはり先ほど副町長がおっしゃったように、やはりそれではならん何かが必要なんですよ。いろいろな身の相相談とか、いろいろなものがあるんですよ。地域、そこにない人は別に思わんだろうけど、やっぱりあってそこまでお世話になっておったところがなくなるということに、非常に住民は不安を感じておるんです。もっと何とか皆さんの知恵を絞っていただいてですね、やっていっていただけんものかなと。

今頃これを言うても仕様がないうわだろうけど、今日初めてこれ話題に乗ってきたもので、これは議会に上がってきたと私は思っておるんですよ。前に少し話をしましたとかそういう意味じゃなくて、これは正式にこういうふうにして上がってきたものだから、これからこれは検討していただけるものだなと私は思うんです。これを付託にするというのは、私は非常に不安を感じるんですよ。やっぱり地域の住民そしてまた地域から選出されている議員、そういったものにやっぱり十分そういった、何と云うかな、検討する機会を与えてほしかったと私は思うんです。

それで町長、どうですかね。そういう点でこれせっかく上げてきているものなんですけれども、もっと慎重に考えてやってもらえるわけにいかんだろうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 海川出張所の問題につきましては、先ほど副町長が2回と申しましたが、正式の会ではございませんが、それまでにもいろいろと御相談をさせていただいたところがございます。そうした中で、私もこの会には出席をいたしまして、出席をしていただいた皆さん方からの御意見もお伺いをいたしました。

そうした中で、いろいろと課題はございますが、あの海川出張所、建物自体も耐震改修という時点からいろいろな問題がございます、小学校の耐震改修をしていただきたい、そしてそちらを避難所にして、あの海川出張所の件については将来的に耐震改修と言うか、学校のほうを改修していただきたいといういきさつもこれまで以前からございました。そういったこと、総合的にお話をさせていただき、たちまち急にとということではやはり町民の皆さん方もいろいろと御不満もあるし、またこれまでと違った、郵便局で即、明日からなら明日というような形からそういうことになる戸惑いもあるということで、6か月間は支所から週に何回かお伺いをして、その周知徹底、そしていろいろな御心配ごとを含めて郵便局のほうにお願いをできるものはお願いをするという形をとった上で、将来的には郵便局でお願いをしたい。その代わり、平谷出張所のほうをちょっと少し重点的にそういう対応ができるべく、これからの救急隊と併せて対応をさせていただきたいということで御理解をいただいたと認識をさせていただいたところがございます。

そういったことで、今後においてこの6か月間、10月までの間でいろいろな課題がもし出てきましたら、それはそれにまた対応をさせていただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いをしたいと思います。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 住民の対応を重ねてこられたことは、それは私も分かりますけれどもですね、やはりそういった、これだけ冷え込んできました、少子高齢化問題とかそういったもので非常に地域は冷え切っておるのですね。そこら辺のところへやはり行政の手を差し伸べると、引くのじゃなくてやはり是非ね、差し伸べていくというふうなそういう考えをね、是非持っていただきたい。

年寄りね、年いった人はもう家から出ることさえ難しい人もおるんですよ。私は週に1遍町の人が、郵便事業でないけれども回ってぐれるくらいのね、やはり住民サービスをね、是非今後心がけていただきたいし、こういった問題はね、住民はほんまにこれ納得しておりません。

一つ今後こういう事業に携わっていく上において、是非ともね、そこら辺のところ十分理解してやっていただきたい。それだけお願いしておきます。

○大澤夫左二議長 ほかに質疑の方ありませんか。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 すみません。これ、集会所の補助金という、修繕補助金というのが出てるんですが、これどこ、朝生だったんかね。これ公民館と集会所の違いというのは十分分かっておるんですが、上那賀町の当時は集会所に関しては補助対象にはなっていない気がするんですよ。公民館に関しては維持修繕は当然してくれることだっ

たんですが、これ非常にしてくれるのはありがたいので、これからも多少なりともかなりの額がするのであれば、維持修繕は集会所に関しても可能なんですかね。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 集会所の修繕については、第2種公民館とそれと集会所については今まで補助事業と言うか、個人・集落がやってきたという話だったんですが、非常に高齢化しておるということもあって、町としても何らかのものが要るだろうということで、行革委員会の中で決めました。

今決まっている内容については、基本は改修にかかった費用の中で300千円を超えた部分の2分の1を町が補助します。それ、改築、新築の場合も同じなんですが、各集落において1戸当たり100千円を超えた自己負担についてだった。1世帯当たり100千円を上限とするという形の中で取決めを行っておりますので、今後集落で雨漏りとかいろいろ修繕が必要があれば、町のほうに言っていただければそういう形の中で補助をしていきたいと考えております。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○大澤夫左二議長 ほかにはございませんか。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 ちょっとお尋ねします。ちょっと私の記憶にないように思うんですが、平谷窪田地区の宅地造成、これ用地の購入はもう終わっておるのですか。ちょっと、それと実際にこの宅地を分譲宅地にするか家を建てて販売するか、ちょっとそこら尋ねたいと思います。

○横山尚純上那賀支所長 議長。

○大澤夫左二議長 横山上那賀支所長。

○横山尚純上那賀支所長 植北議員さんの質問にお答えいたしたいと思います。土地の取得費につきましては、平成24年度の当初予算で20百万円余りを計上させていただいております。今その物件補償とかその精密な測量等上がってきまして地権者と契約の交渉に入りますけども、今の計画では一応6月末をめどに契約を終了したいと考えております。

それと、土地の造成の個人への分譲なんですけども、一応下ノ内地域住民からは1戸建ての住宅に入りたいという地権者もおりますし、ちょっと倉庫を建てたいので今の下ノ内の土地と今度の窪田地区の土地を交換してくれないかという地権者もおりますので、それとあと教員住宅・公営住宅に入っておられます単身者につきましては共同住宅というものを考えております。

それで、今後もうちょっとこれが煮詰まってきましたら、詳細な計画を立てていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 今の時点では1戸建て住宅を実際に町が建てて販売するか、もう宅地で使ってもらおうかというところまでは決まって、計画っていうのは決まっておらないことでもいいんですね、はい。はいはい、大体ほんなら分かりましたので。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 林業費でちょっとお聞きしたいと思います。林業総務費のほうで備品購入費、これ大原のところのエコ住宅のことと思うんじゃないかと、モデル住宅にするっていう説明だったんじゃないかと、1戸だけかな。確か5戸か6戸だったと思うんじゃないかと、これはもう募集はされておるのかどうか。それから、あそこのNTTのところだったところやな、これ。どのぐらいの応募があったとか、またそのモデル住宅にしたらその家賃収入がね、その間入らんとするんじゃないかと、どんな目的でこのモデル住宅というのを考えられておるのか、ちょっとそのへん教えていただきたいと思っています。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 現在、大原住宅団地は外構工事を発注しておりまして、まだ入居できるような状況でございません。それで、入居等の条例につきましては9月に提案したいと思いますので、そのときにまたよろしく申し上げます。

それとモデル住宅の件ですけど、この住宅を整備する補助金として「先駆的木造公共施設整備事業」という補助金をもらっております。その関係上、これは町産材の木を使うて整備するというような、又は徳島県産材の木を使うて整備して、木の良さを知ってもらうというような条件がございまして、5棟のうち1棟だけはもう7年間展示して、皆さんに見てもらって木の良さを感じてもらって、木造の家を建てようかなという、そういうようになってもらいたいということで、7年間の展示が最初の補助要件に入っております。そういうことで7年間の展示ということになっております。

以上でございます。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 条件に入っておったということで、それで理解をいたしました。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、よろしく申し上げます。

まず、予算の10ページなんですけど、総務費の公用車購入費が9,700千円ほど予算計上されておりますけれども、3月の当初予算の段階で委員会で質疑させていただいたときに、本年度は非常に公用車の買換えが多いというようなことを指摘させていただいて、総務課長もそのような認識だったかと思うのですが、これは更に何台購入するような予定になっておるのでしょうか。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 柏木議員さんの御質問にお答えします。公用車、現在は、現在予

算に上げているのはここに公用車として上げている分でございます。老朽化したということ、それからほかに、例えばこの資料にあります軽自動車を買うのですけれども、その前に使っていたブルーバードなんかは今救急隊に持っていかれたり、ビスタはもう既に廃車になってしまっていたりということがありまして、実はもう1回車検をしようかなと思ったのですけども、すごい費用もかきみそうなので、この際燃費も考えて安い車を買いたいと思います。

この後ですけれども、各課からも車の要望はあります。もうかなり古い車も乗っておりますので、合併時から年間数台ずつ買換えておりますが、各課からも要望がありますので、今回にも車検に併せてまた補正予算で、車は何台というのは今はっきりちょっと言えんのですけれども、数台はあるかなと思っておりますので、また御理解をお願いしたいと思います。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、おおむねその耐用年数というのは設定されているのだろうと思えますけれども、昨年度の車の購入台数から比べると、それは3月のときに若干指摘させていただいたのですが、台数が増えておりますので、何年使うとかですね、その辺りの明確な基準を決められたほうがいいのではないかなと思いますので、よろしく願いします。

続きまして、11ページの役場本庁舎建て替えの案の変更に伴う予算の変更ということなんですけど、内容的にはおおむね是とするところなんですけど、やはり自家発電の金額がかなり高いというのがありますので、その金額に見合う必要性の説明を再度お願いしたいと思います。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 当初、自家発電については交流センター全体を賄うっていう形の中で防災施設・避難所としてという考え方でありましたが、実際にそれほど災害が起きている時点でエアコンが要るかとかいう話もこれから考えていく話の中で、基本的にはある程度辛抱してもらうところは辛抱してもらって、出力は抑え気味にしていきたいなというところをまだ現在検討中なんです。

ただ、その時点では逆にケーブルテレビは停波しているので、本来なら要らんかなっていうて思っておったのですが、やはり情報としては衛星テレビの中で情報を取って、町民のテレビのほうは停電しておっても情報収集のためにケーブルテレビのほうにある程度電気はしないと仕方がないのかなというの今考えています。

ですから、もう少し調査をさせていただいて、基本的には最低限必要な部分について自家発電を行うということになると思います。まだ今のところはこれが要る・要らないというのは決めかねております。ただ、以前言ったようにエアコンについては一応やめようかなと考えています。

以上です。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○**柏木岳議員** はい、自家発電、この庁舎の災害時の対策本部の拠点確保という点の設備の確保という話なんだろうと思うんですが、必要だろうとは思いますが、ただ、その過去にですね、停電して非常に困ったっていう例があったかどうかだけ、それがなかったとしても必要とは思いますが、何かそういう停電したことによる不具合があったかどうか、調査されておればお聞かせいただきたいのです。

○**岡川雅裕企画情報課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 岡川企画情報課長。

○**岡川雅裕企画情報課長** 今、ここのこの驚敷の庁舎自身も小さい自家発電を持っていますので、その部分については、ここについては大きな災害に見舞われていないのでよく分からないんですが、木沢では平成16年災害では大変、木沢・上那賀辺りは非常に大きな被害を受けた、その地点では必ず自家発電というのは必要であるという認識に立って今回自家発電というものは考えていきたいなということです。

○**柏木岳議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 柏木君。

○**柏木岳議員** はい、現在でもその小さい自家発電があるということは私も存じ上げておりましたが、それ以上に設備投資をするというところのプラスアルファの必要性を再度ですね、吟味をしていただいてですね、予算を執行していただけたらと思います。

続きまして、14ページの先駆的木造公共施設整備に関してですが、この内容です、これは補助金事業なんだろうと思えますけれども、桜谷保育園の改修工事は以前から議論になっているように必要と認められるんですが、沢谷公衆トイレの新築工事が結構お金がかかっておるんです。15百万円と、監理費とか入れるともうプラス1百万円とかですね、かかっておるんです。この写真を見させていただくと、これ四季美谷温泉からさほど遠くない距離にこの公衆便所を設置するというのが、おしっこしたかったら四季美谷温泉に行ったらいいのかなという気が、僕自身はするんですね。女性用とか障害者用まで設置をするというような案になっておまして、何と言うか仕事創出のための事業費計上かなというような気もしますけれども。

その点と、この休憩場施設の新築工事もどの程度使うのか、その休憩所が使われるのかという見込みとですね、あと公衆電話ボックスの改修工事もですね、これ木頭支所の敷地内にありますけれども、木頭支所敷地だと携帯電話は通じると思いますし、今の携帯電話の普及率から言ってほとんど公衆電話なんかは使われてないだろうと思うんです。仮にお年寄りで携帯電話をお持ちでない方がいらっしゃるとしても、木頭支所の敷地内にありますから、緊急の場合はね、支所で電話を借りれば良いと思うんです。

ちょっとこの4つのうちの3つに関しては必要性に疑問がありますので、再度必要性の説明をいただきたいと思えます。

○**新居宏商工地籍課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 新居商工地籍課長。

○**新居宏商工地籍課長** 柏木議員さんの、まず先駆的公共施設整備事業の沢谷公衆トイレの新築工事について、これは補助金が林業振興課のほうなのですが、商工地籍課のほうからちょっと要望を上げさせていただいて、お認めをいただきたいという部分で

ございます。

木沢地区につきましては、商工地籍課といたしましては観光の重点地区ということで四季美谷温泉を拠点とした周辺整備をしていきたいと考えておるのですが、それで現在、今、出合と言うか三叉路、突き当たりが三叉路になっておるんですが、その三叉路のところにちょうど公衆トイレがあります。それで、ちょうどその三叉路で国道193号線で西のほうに帰られる方と、それと四季美谷温泉のほうに、槍戸線のほうに入って行く方とおるのですが、ちょうどその三叉路に現在トイレがあるんですが、非常に見通しが悪くて車も止めるのも1台かそこらで、非常に場所としては危険度も高いし観光的な施設としてはふさわしくないのではないかとということで、観光地に適したトイレにしたいというのと、地元産材のPRを兼ねて新しくトイレをしたいと。ちょうど国道193号線というのは、西からの観光客の誘致も含めてPRをしていきたいと思っております。

それで一応公衆トイレについては、商工地籍課のほうでも旧四季美谷温泉のところにもトイレがあったんですが、そこも老朽化して公衆トイレの見た目も悪いしということで、そのトイレについてはできるだけ現状の四季美谷温泉のトイレを活用していただくということで、そこは廃止をいたしました。それで、あと、はまがわちと向エにトイレがあるんですが、そこについては非常に距離も近くて、ただ木造でまだ利用頻度もあるということで、非常に距離が近いので将来的には、老朽化した時点ではどちらか廃止とかいう方向で考えております。

事業費が非常に高くなっているのですが、これは新たに設置するという事で水道の設備、水道を引っ張ってこない仕様がないんですけど、それを向かい側の谷から引っ張りたいと考えておまして、その水道設備で2百万円余り、それとその現状の造成工事で3百万円余りで、6百万円についてはこの整備費にかかるのではないかと考えております。

場所については沢谷となっておりますが、「^{ふしのき}五倍木」という部分でございます。土地については現在交渉中なんですけど、徳島県の所有地になります。場所は非常に景観もよくて、整備ができれば観光的には非常にいい場所ではないかと。見通しもすごくいいし、対岸には廃道敷もありますので大きなバス等もその廃道敷等にも止めることもできますので、非常にいいのではないかとということで今回お願いしているところでございます。

○平川博史木頭支所長 議長。

○大澤夫左二議長 平川木頭支所長。

○平川博史木頭支所長 平の里、いわゆる高ノ瀬レストハウスのところへ休憩所の新築をしようという計画なんですけど、実は先ほど課長のほうからも説明があったように、この9、265千円という予算につきましては、まだ設計ができていないような状況もありまして、これは予算要望段階での予算を計上させてもらっております。

ただ、平の里っていうのは10月半ば頃から11月終わり頃まで、長い期間を見て1か月半ですね、1か月半の間に約50,000人の入込み客があります。それで、この高ノ瀬を運営しております高ノ瀬保勝会のほうともいろいろ協議を行ってきました。その中で、土曜日・日曜日あるいは祭日に餅つきをするのですが、その餅つきをする段階

で非常に長蛇の列ができるというようなこともあって、雨降りのときなんかは非常に具合が悪いという部分があるというようなことがありまして、是非と。これは南川キャンプ村に簡単な休憩所があるんですが、ああいう例を示して話をしました。すると、是非設置ができたらいいなということで予算を上げさせてもらった次第です。

それから、電話ボックスの改修についてですが、これは写真でも見ていただいたら分かるのですが、非常に老朽化しております。ただ、先ほど携帯でというような話もあったのですが、実は非常にこの電話ボックスの電話ってというのは利用頻度が高いんです。実質的に1日にどれくらいとかいうことは調べてはありません。ただ、これ職員同士でも話しをしたんですが、いろんな話をしながらあの電話ボックスって皆使いよるのかなとかいう話の中で、実は商売をする人とかなんかがよく利用されております。そういうことで、1人でも2人でも利用する人がおるならやっぱりそこに設置しておくのがいいのかなというようなことで、電話ボックスが、ボックス自体が非常に老朽化したというようなことで、今度改修をさせていただいたらと思って計上をさせていただいております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、僕個人の考えとしてはですね、今の平の里の休憩施設の説明は非常によく分かりました。50,000人集客があるということに対して休憩所が欲しいというのは、それはあったほうがいいのだろうということは思いましたが、ちょっとトイレと公衆電話ボックスに関してはですね、もうちょっと考えがあるのかなという気がしますし、今のその休憩施設も含めると28百万円ぐらいここで使っているんです。この補助金のあり方からするとですね、その木材をPRしていこうという趣旨でありますので、公衆電話ボックスの外側の部分を見て、これは地元の木材を使うてきれいな建物やなと思ってくれるのかどうかというのが非常に疑問なんですね。だから、この予算立てとして、この補助金があるから何か探してこないといかんみたいな意図が非常に考えられるんです。

ただ、結果を残していただけたらいいのかなと思いますので、きれいな電話ボックスの棟にさせていただけたらと思います。公衆トイレ、どうでしょうか。ちょっと手前のほうにも森林組合の公衆トイレもあったような気がしますし、再考の必要があるような気はいたします。

続きまして、これも商工費、またこれ商工関係なんですが、那賀まつりの補助金500千円計上されておりますが、昨年私も那賀まつりに参加をさせていただきましたが、これ1回目ということでもみじまつりのPRの要素があるということの説明でありましたが、結構集客のほうは地元の人がほとんどでなかったのかなという気はします。狙いと実際来た人、ずれがあったのでないかと思えます。もしこれをもう1年同じような内容になるのであれば、私の考えとしては、月1回鷲の里で地域再生塾がやっている物産展のほうに力を入れていただいたほうがいいだろうと思います。賑わいづくりという点では一緒だと思いますので、この案も再考していただいたほうがいいのかなと思いますので、提案とさせていただきます。

以上です。

○大澤夫左二議長 ちょっと正午を過ぎましたがね、この日程第3、もう少しですので終了したところで午餐にしようと思うので、まだ多くありますか、皆さん。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 どうぞ、古野君。

○古野司議員 数点聞かせていただきます。

まず、先ほど柏木議員がお聞きになられておった先駆的木造の件についてです。これ、今回の予算の中にも、私、総務文教のほうに在籍させていただいておるのですが、そちらのほうに提案をされてきておりますこの徳島県の土地の購入費、これというのはもしかしたら、これは総務文教のほうなので、私これを聞くのが目的ではないのですが、これはもしかしたら将来仮にですよ、木頭支所の改築、耐震改修のときにここが候補地の1つになる可能性も何割かはあるのじゃないかというふうなことは、3月の当初のときにも可能性はなきにしもあらずみたいなことは聞いたのですが、これは可能性としてはあるんですか。

自席のほうで結構です。ちょっとさきお答えをいただけますか。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 今現在としては、その土地を直ちにするという計画は持ってはおりません。

(古野司議員「ああ、そうですか。はい、分かりました。それで結構です。

この金額としたら1百万円なんですけど、この先駆的な木造の分の中で今柏木議員がお聞きになっておった電話ボックスに関してです。もしかして仮にこれが支所がね、移転になる可能性があるのであれば、電話ボックス、例え1百万円でもかけたわ、3年後に支所が移転して電話ボックスだけ変にそこだけ取り残されてしまったとかいうふうなことにならんかなってというような心配がまず1つあったんです。これがこの分の予算の私のちょっと心配ごとが1つ。

それと、先ほどのトイレ、非常に私は、柏木議員御自身は問題もあるかなというふうなことをおっしゃられておったのですが、その問題があるかなということを別にしておいての話なんですけど、この木造のトイレ、非常に結構なことだろうと思います。なるほど町産材若しくは県産材かも分かりませんがPRになって、確かにトイレを利用する者にとってみても田舎の観光地に来たということの思いを持っていただけるいいものになるかと思うのですが、逆に考えたら非常に掃除関係がね、大変なのでないかと思うんです。

これについて、これはどこが後々清掃されて管理をされるのか。そして、それにはやはりもみじ川温泉横のRCのようなトイレと違って、どうしても後々の管理も掃除も清掃も手間がかかるのでないかなと思ったりするのです。ですからその管理される方はもう決められて、どういうふうな管理をされるというのももちろん腹案があられるかと思うのですが、それもお聞きしたい。

それと、この先駆的なもので言えば、もう1つこれ続けて申し上げますが、桜谷保育園の分が出ております。この桜谷保育園を除いた残りの3つというのは外観は全て木造になるかと思うんですが、この桜谷保育園に関しては、もう躯体が今できておる在来のものを使って中の改装をするということだろうと思うんです。ですから、この中の内装材それとまた間仕切り材関係は全て木造かなって私は最初に想像したのですが、これをずっと細かくと言うか、字が小さくてちょっと眼鏡をかけても見えないんですが、タイガーボード・タイプZ、間仕切りの関係、それからモルタル詰め
の壁材を使うとか、こういうふうなことをずっと小さく謳ってあるんです。

ただ無公害木材保護塗料とかいうこともあるので、内装材は確かに木材ものを使うだろうし、そうでなかったらこの先駆的な木造のものっていうのにはならんのでしょうけれど、これにももちろん該当するから補助金の対象として取り上げて出されておるといのはもちろん当然のことでしょうが、どの程度まで「先駆的な」と、この箱は完全なコンクリートの箱です。その中において「先駆的」と呼べるような木造のものをこの中にごうやって構築するのか創造するのか。それをまず、今申し上げた3つで、先駆的な分に関して。これをお聞きいたします。」と呼ぶ。）

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 先駆的な木造住宅ということで、例えば桜谷保育園の場合、具体的に申しますと、床がヒノキかな・・・床がヒノキの縁甲板、それで下地がスギの下地を使っています。それと壁に腰壁でスギ板の本実加工ほんざねとかっていうのを使っています。そういう木材の分は今回の分で先駆的な木造住宅ということで補助対象になります。それで、この場合、ここの場合、天井とかは化粧石膏ボードとかっていうのを使っていますので、不燃の関係だろうと思うんですけれども、そういうものは補助対象にならないということになっております。

それで、先ほどの木沢公衆トイレの件でも、電気とか上下水道工事等は補助対象外で、木を使う分だけが補助対象となつてございます。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 トイレの維持管理につきまして、現在木沢のトイレにつきましてはそれぞれ地元の方と委託契約をして管理をしていただいております。私もちょいちょい見に行くんですが、非常にきれいに管理していただいて、すごく観光地としてふさわしいような管理をしていただいております。このトイレにつきましても、地元の方と協議して地元の方に管理していただくように、委託契約を結ぶように管理をお願いしたいと考えております。

○横山尚純上那賀支所長 議長。

○大澤夫左二議長 横山上那賀支所長。

○横山尚純上那賀支所長 ちょっと補足説明をさせていただきます。先ほど林業振興課

長のほうから保育園の構造の部材について説明をしたのですが、床並びに腰壁は木造、ヒノキ・スギ板を使います。ただ木造を使用する場所が、躯体がもうコンクリートですので限られております。それで天井もという話があったのですが、これは保育園での建築基準法で木造は駄目だということで、一応立米数としまして木材使用は約25m³を予定しております。

以上です。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、どうも。

計算してみましたら、この補助金の率が27%ぐらいと、水道とか造成とかもろもろの石膏ボード関係は除外しておった中での補助金の金額を弾いておるということで、何か半端な金額と言うか率かなと思っておったのですが、理解させていただきました。

しかし、ただこの中で、今横山上那賀支所長からもお話しいただいたその桜谷の件に関してで言えば、さきにも申し上げておったのですが、これ延床面積で申し上げるのだったら70坪余りかと思うんです。改装面積と言うかリフォーム面積が。大規模なリフォームになるのでしょうか、それから弾くとこの金額、これもろもろ備品全部抜いた後でのこの直の建物の関係だけから言っても、非常に高いと。27百万円を、70坪あったらなるほど大きな建物ではあるけれど、備品抜いておる、これ公共のものだからこうならざるを得んのかなというふうな気はするのですが、ただいかに高いと、常に公共のものに関しては私は思うんです。

前にお座りの方々のひな壇の方々の理事者の方々、長いこと役所でお勤めであったらそういうふうな感覚はないと思われるかも分らんけれど、多分こちらのほうにおける民間のほうで飯を今までずっと食ってきたような者にしてみたら、これ高いなあってこういうふうな思いはあると思うんです。今さらこれを言って下げられるものでないからこれは仕様がないうんですけど、これはただただ文句としてと言うか、悔やみ節として申し上げておきます。

後々こういうふうな件、これからもいろいろの大きなもの・小さなものあるでしょうけれど、なるべくコスト意識を持っていただいた上での設計・見積りっていうのをさせていただくというふうなことはお考えいただきたいと思います。多分坪単価に直したら、自分の家をリフォームするときこれだけの経費をかけてされる方っていうのはなかなか高給取りの方でもおいでんかなと。いやもう思い切って新築やっていうふうな金額だろうと思うんです。実際70坪700千円、これは躯体別ですからね。これ多分外側も言うておったら50百万円も60百万円もと言わんぐらいの金額が出てくるもたらだろうと思うんです。これは文句としてだけ申し上げておいて、大変失礼でございますが。

それと、この2つほど出ておるんですが、本庁舎の改築に伴いまして水道の関係とかの設備を一旦よけておくとか新たに更新するっていうのが出てきておるんですが、これは今あるこの2階建ての部分を取り壊すまでもちろん間に合うというふうな予定で行かれておるとは思うんです。それまでに横へ除けておくとか新たなものを作るとかいうことになるんですが、それというのはどういうふうな形というか、聞き方が悪いかな。新

たに建ったところへ最後入っていくのか、それとも既存の部分で残せる分のほうに入れ込んでしもうて、そちらのほうで受け取るようにしておるのか、そこをお聞かせいただきます。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 今現在決まっている庁舎改築の概略ラインを説明させていただきますと、まず実施設計をずっと行いまして年内にでき得れば工事の発注をできるような方向で考えていきたい、それが実施設計の話です。工事の順番としましては、当然2階部分をまず壊すという形の中でそれぞれの部署、町長室が動いてもらったりそこら辺を執務室にしたりということを考えながら移動していく。

それで一番あるのは、今、ケーブルテレビの機械室については一応残しておこうかなと思っています。その部分に仮の機械関係を動かしていく。今あるケーブルテレビの部分っていうのは交流センターのほうへ動いてもらいます。それはもう最終です。その空いた部分については、そのスペースに広域農道の遠隔機械とか水道の機械とか集排の機械とかいろんな機械がありますので、その部分を一度そこに集めていく。

その中で工事を仕上げたって、最終そのケーブルテレビの部分ですね、その部分を取り壊すか取り壊さないかをまだ今思案しておるところなんです。確かに出来上がってなくなってしまったほうが庁舎としては非常にすっきりとした部分になるので、その部分はもう少し配置を考えながらしたいと思っているんですが、最終形は作りたいと思っているのですが、工事中に関しては取りあえずあの部分については、物置と言ったらおかしいんですが、保管的な意味合いで残して活用していきたいということで考えています。

そういう方向の中で、それぞれ今回水道とケーブルテレビが出ていましたが、今後9月にもまた移転に伴う費用っていうのは計上されてきて、12月までには完成していただく、移転をしていただくという方向で今現在進めていっております。

以上です。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 それでは、最後に1点、13ページのごみ処理施設の運営費の中で、多分本会議場の中での話の言葉の中では初めて「中山地区」という名前が出てきたのではないかなと、以前にもう私記憶で通ってしまっておるのだったらはっきりした記憶はないんですが、これはもう他の地域からの申出とかそういうふうなこともなしに、大体落とし所がここら辺になってというのを、おっしゃっていただけるのだったら、詳細でなくて結構ですので、ここまで予算の計上があったので、さっと流したようなことでの御説明だけいただいていたので、おっしゃれたらお聞かせいただけたらと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 ごみ処理場については、冒頭私も提案理由のところ今年中に場所の決定をしたいということをお話しさせていただきました。担当課長からは、この予算

計上をしております境界設定とか、そういう調査の地区で「中山地区」ということを答弁させていただいて、御説明させていただいたと思います。

これにつきましては、やはりいろいろと各地域からの公募をさせていただいた中で、正式な応募はなかったという中で、地域の代表者の数名の方から一応調査をしていただけないかというお話がございまして、現地も確認をさせていただきました。そうした中で、いろいろな課題はまだございます。水の問題とか場所の問題、それからまた地権者の方とそれから境界の問題もございます。そういったことで、それらを全て調査していただいて、その段階で地域のそれに相談に応じていただける委員さんをそれまでに決めまして、今後のいろいろな御相談なり対応についてはその委員さんと御相談をしてほしいという旨までは今いっております。

そういったことで、まずそういった地域の地元の御希望なりそういう御要望に応えるために、測量調査をさせていただきたい。そこで、その箇所がまだ1～2か所あるわけなんですけど、どちらの箇所に最終的に決まるかということについては、今回予算計上をさせていただいておりますいろいろな環境調査も含めてそれをさせていただき、それがその結果、地元の皆さん方がそれならOKですと。ただ、今後においては、お聞きいたしておるのは地元としてこういった要望もございまして。これは道路のそれに周辺に関する道路整備とか、それから地域の集会所もというお声も出ています。それらも含めてになろうかと思いますが、たちまち今回予算計上させていただいておりますのは、それらを調査をさせていただきたいということで予算を計上させていただいております。

場所的には今申し上げた箇所になろうかと思いますが、その中でもここという場所はこの調査によって決めさせていただきたいなと思っております。

以上です。

(古野司議員「以上です。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 ほかに。ございませんか。

○大澤夫左二議長 なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号から議案第45号までの12件は、お手元に配布しております「議案付託表」のとおり、それぞれ各常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで少し時間が経過いたしました。午食のため1時半まで休憩いたします。1時半より再開いたします。

午後00時27分 休憩

午後01時30分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

日程第4、議案第46号「工事請負契約の締結について（平成24年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事）」、議案第47号「工事請負契約の締結について（平成24年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事）」の2件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、議案第46号・議案第47号について御説明を申し上げます。

議案第46号は「工事請負契約の締結について」であります。「平成24年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事」について、町内の建設業者11社を指名し、総合評価方式指名競争入札を行いました。

入札の結果、「有限会社多田組 代表取締役 多田博志」と消費税を含め96,600,000円で工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第47号も「工事請負契約の締結について」であります。「平成24年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事」について、町内の建設業者11社を指名し、総合評価方式指名競争入札を行いました。

入札の結果、「株式会社小野組 代表取締役 小野恭補」と消費税を含め68,932,500円で工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、2件につきまして御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○大澤夫左二議長 まず、議案第46号「工事請負契約の締結について（平成24年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事）」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 議案第46号の内容について御説明させていただきます。

平成24年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事につきまして、平成24年5月29日、町内Aランク以上業者11社について指名し、総合評価方式の指名競争入札を執行いたしました。入札の状況としましては、入札比較表、説明資料の13-5ページのとおりでございます。入札の結果は「有限会社多田組」に落札決定いたしました。請負率は96.42%でございます。

工事の内容としましては、裏側に施工位置図を表示しておりますが、当契約分としましては、水崎西ノ端集落がありますが、集落側の200mにつきまして川側への拡幅工事を行うものでございます。主要工種としましては、逆T式の擁壁でございます。

以上でございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○平川恒建設課長 議案第46号を読み上げさせていただきます。

工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負委託契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成24年6月5日提出、那賀町長 坂口博文。

次のとおり工事請負契約を締結する。1. 契約の目的、平成24年度道整備交付金事

業 町道水崎線改良工事。2. 契約の方法、総合評価方式指名競争入札。3. 契約の金額、96,600,000円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町音谷字西平間53番地、有限会社多田組 代表取締役 多田博志。

以上よろしく願います。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

議案第46号「工事請負契約の締結について（平成24年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号「工事請負契約の締結について（平成24年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事）」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 議案第47号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負委契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成24年6月5日提出、那賀町長 坂口博文。

次のとおり工事請負契約を締結する。1. 契約の目的、平成24年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事。2. 契約の方法、総合評価方式指名競争入札。3. 契約の金額、68,932,500円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町木頭和無田字マツギ42番地1、株式会社小野組 代表取締役 小野恭補。

平成24年5月29日、町内Aランク以上業者11社について指名し、総合評価方式指名競争入札を執行いたしました。入札の状況としましては、入札比較表、資料13-6に添付してございます。株式会社小野組に落札決定いたしました。請負率は94.94%でございます。

工事の内容でございますが、施工位置は出原国道の交差点から上那賀方面へ200m程度行ったところで、施工延長約140m、山側への切取り工事により拡幅するものでございます。

以上よろしく願います。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

議案第47号「工事請負契約の締結について（平成24年度道整備交付金事業 町

道海川出原線改良工事)は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第5、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」から、諮問第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの4件を一括して議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、諮問第4号から諮問第7号までの説明をさせていただきます。

諮問第4号から第7号は「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現在、那賀町人権擁護委員をされている4名の方の任期が平成24年9月末日をもって終了することに伴い、次の方々を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

諮問第4号は木沢地区の井内海俊氏を推薦することについて、諮問第5号は木沢地区の田村文一氏を推薦することについて、諮問第6号は驚敷地区の今川進氏を推薦することについて、諮問第7号は相生地区の亀島敬司氏を推進することについて、それぞれ議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いをいたします。

○大澤夫左二議長 これより、諮問第4号から諮問第7号について御意見等をお伺いいたします。御意見はありませんか。

○大澤夫左二議長 「意見なし」と認めます。

お諮りします。諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」から、諮問第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、「適任」とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、諮問第4号から諮問第7号については「適任」とすることに決定いたしました。

日程第6、承認第1号「那賀町のぎくの館の指定管理者の指定に係る専決処分の承認を求めることについて」から、承認第7号「平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて」までの7件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、日程第6の承認案件の説明をさせていただきます。

承認第1号は「那賀町のぎくの館の指定管理者の指定に係る専決処分の承認を求めることについて」であります。那賀町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により選定し、指定管理者として地方自治法第179条第1項の規

定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

承認第2号は「平成23年度那賀町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ235,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,319,617千円とするものです。

歳出の主なものは、総務費で496,813千円の追加となっており、その内訳として、総務管理費で人件費や物件費の不用額を減額し、財政調整基金、減債基金及び那賀町有施設整備等まちづくり基金への積立金として6億円を計上したほか、企画費、電源立地地域対策交付金事業費、まちづくり交付金事業費などで不用額を減額しました。

民生費では、社会福祉費、児童福祉費など135,875千円を減額しました。

衛生費では、保健衛生費、清掃費など18,508千円を減額しました。

農林水産業費では、林業費、治山林道費など25,155千円を減額しました。

土木費では、土木管理費で道路橋梁費など15,050千円を減額しました。

消防費では、海部消防組合負担金など24,781千円を減額しました。

教育費では、不用となった人件費や物件費など合わせて32,847千円を減額しました。

歳入では、町税73,200千円を追加計上したほか、財源として充当していた繰越金420,166千円を減額し、地方交付税のうち特別交付税増額631,120千円を追加しました。その他、国庫支出金で81,671千円を減額、県支出金で25,513千円を減額しました。

また、繰越明許費補正では、都市再生整備計画事業、森林整備加速化・林業飛躍事業、道整備交付金事業、社会資本整備総合交付金事業などで繰越額を変更、地方債補正では、合併特例債のほか過疎対策事業債など3事業債の借入限度額を変更しました。

この予算は、引き続き執行する必要があり3月31日付けで専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

以下の補正予算も同様の専決処分報告でございます。

承認第3号は「平成23年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ192,788千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,145,004千円とするものです。

歳出の主なものは、保険給付費16,580千円減額、共同事業拠出金161,971千円減額などとなっています。歳入では、共同事業交付金で153,798千円減額、繰越金29,552千円などを減額しました。

承認第4号は「平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ111,872千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ396,600千円とするものです。

歳出の主なものは、医業費83,800千円などを減額しました。歳入では、診療収入は41,110千円、繰越金67,404千円などを減額しました。

承認第5号は「平成23年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の

専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ7,774千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,185千円とするものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を同額減額しました。歳入は後期高齢者医療保険料、繰入金を同額減額しました。

承認第6号は「平成23年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ63,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,412,251千円とするものです。

歳出では、保険給付費54,600千円減額、地域支援事業費で7,200千円を減額しました。歳入は繰越金で22,045千円を減額したほか、支払基金交付金、県支出金、繰入金などを減額しました。

承認第7号は「平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ12,447千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,594千円とするものです。

歳出では、那賀町CATV施設費で4,413千円、那賀町上流CATV施設費で8,034千円を減額しました。歳入では、事業収入・繰越金で同額を減額いたしました。

以上、7件につきまして御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。どうかよろしくようお願いを申し上げます。

○大澤夫左二議長 この際、議事の都合により休憩します。

午後01時51分 休憩

午後02時20分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、承認第1号「那賀町のぎくの館の指定管理者の指定に係る専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第1号「那賀町のぎくの館の指定管理者の指定に係る専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号「平成23年度那賀町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありませんか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第2号「平成23年度那賀町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を
求めることについて」、本件は承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号「平成23年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を
求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第3号「平成23年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の
専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認することに賛成の方は御起立願
います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定いたしま
した。

次に、承認第4号「平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第4号「平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）の
専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認することに賛成の方は御起
立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定しまし
た。

次に、承認第5号「平成23年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第5号「平成23年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第6号「平成23年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第6号「平成23年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第7号「平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第7号「平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第7、報告第2号「専決処分の報告について（平成23年度都市再生整備計画事業公営住宅等整備工事 新王子原団地 変更契約）」から、報告第5号「平成23年度那賀町一般会計繰越明許費繰越計算書について」までの4件について報告を求めます。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 報告させていただきます。

報告第2号、専決処分の報告について。下記の件につき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。専決第4号、平成23年度都市再生整備計画事業 公営住宅等整備工事 新王子原団地 変更契約。平成24年6月5日提出、那賀町長 坂口博文。

1枚めくっていただいて、専決処分書でございます。

専決第4号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成24年3月30日専決、那賀町長 坂口博文。

1. 契約の目的、平成23年度都市再生整備計画事業 公営住宅等整備工事 新王子原団地。2. 契約の方法、変更契約。3. 契約の金額、増額4,410,000円。変更前163,996,350円、変更後168,406,350円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町仁宇字王子前141番地3、株式会社東和・竜田建設有限会社・有限会社岩崎工務店平成23年度都市再生整備計画事業公営住宅等整備工事共同企業体、代表者 株式会社東和 代表取締役 青木香恵子。

変更の大きな内容につきましては、公営住宅に入っていく道の取り合い、それと内部から出てくる排水の関係で、公営住宅の前の町道部分につきまして排水路の修繕と舗装を前面やり替えたということでございます。その部分に伴う追加でございます。

よろしく申し上げます。

○大澤夫左二議長 本件については報告事項でありますので、報告は以上のとおりであります。

○大澤夫左二議長 順次報告をいたします。報告まだあるんですね、はい。

失礼しました。報告第3号「専決処分の報告について」

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 報告第3号、専決処分の報告について。下記の件につき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。専決第11号、平成22年度林業飛躍事業エコモデル住宅整備工事 変更契約。平成24年6月5日提出、那賀町長 坂口博文。

次のページをお願いします。

専決第11号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成24年3月1日専決、那賀町長 坂口博文。

1. 契約の目的、平成22年度林業飛躍事業エコモデル住宅整備工事。2. 契約の方法、変更契約。3. 契約の金額、増額3,111,150円。変更前106,575,000円、変更後109,686,150円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町土佐字南町84番地1、株式会社広瀬組・有限会社四宮工業平成22年度林業飛躍事業エコモデル住宅整備工事共同企業体、株式会社広瀬組 代表取締役 広瀬芳弘でございます。

変更理由としまして、当初床仕上げ材にヒノキの縁甲板（厚さ30mm）を使用する

設計でしたが、町産材のヒノキでは設計の等級及び数量が確保できないため、仕上げ材にヒノキの縁甲板（厚さ15mm）と捨て張りにスギ板（厚さ30mm）に変更し、仕上げ材の加工も相決り加工から本実加工に変更し、また外部塗装と内部塗装を藍染め処理塗装に変更したことによる増額です。

これで報告を終わります。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 それでは、報告第4号及び第5号について報告をいたします。

まず、報告第4号は「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分^{あいにじやくり}の報告について」でございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、第2項の規定に基づき報告をいたします。報告事案は2件ございます。

1件目は専決第2号に係るものでございます。専決処分の処分書を御覧ください。専決処分書の日時及び場所において、この処分書にあるとおり和解の相手方の車両が専決処分書の場所を通行中、山腹からの落石がありフロントガラスを損傷したものであります。2件目について、2件目は専決第12号でございます。これも1件目と同様に、この処分書の日時及び場所において和解の相手方の車両が走行中、山腹からの落石がありましてフロントガラスを損傷したものであります。

いずれの場合におきましても、町が加入している保険機関と協議の上相手方と和解の交渉の結果、この専決処分書のとおり和解し、損害金の支払について専決処分をし、支払を行いましたので、ここに報告をいたします。以上でございます。

それから、続きまして報告第5号は「平成23年度那賀町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告するものでございます。これは地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。計算書を御覧いただきますように、繰越の総事業費2,024,520千円のうち翌年度繰越額799,284千円となっております。報告は以上でございます。

○大澤夫左二議長 本件については報告事項でありますので、報告は以上のとおりであります。

日程第8、本日までに受理した陳情については、総務文教常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。6月6日から10日までは、議案調査並びに休日のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、6月6日から10日までの5日間は休会とすることに決定しました。

6月11日に再開します。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後02時38分 散会

平成24年6月那賀町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成24年6月11日(月)

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	烝原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 1名

13番 東谷 久男

欠 員 なし

会議録署名議員

12番 福永 泰明 14番 新居 敏弘

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託 センター準備室長	山本 賢明

議事日程

日程第1 町政に対する一般質問について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前09時30分 開議

○大澤夫左二議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告します。東谷君から、本会議に欠席したいとの旨の申出がありましたので報告します。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

通告がありますので、通告順に1番 古野司君、2番 連記かよ子君、3番 清水幸助君、4番 植北英徳君、5番 新居敏弘君、6番 柏木岳君、以上の順番で行います。

この際御連絡を申し上げます。通告による一般質問は、議員中において各関連するものがある場合は、前段の議員の質問に対し十分配慮されるようお願いいたします。

それでは、まず通告の順に従ってまず古野司君を指名し、順次発言を許可します。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 それでは一般質問をさせていただきます。

しかし、一般質問に先立ちまして、先週6月6日に御逝去されました三笠宮寛仁親王様に、一言哀悼の意を表します。20年余りにわたりガンの再発を繰り返され、16回もの手術に耐え、最後には声を失いながらも立派に公務を続けられ、同じガン患者や国民にガンとの闘いに対して希望を与え続けて来られた三笠宮寛仁さまが亡くなられたことは、誠に痛惜の思いに堪えません。ここに謹んで心から哀悼の意を表する次第でございます。

さて、それでは質問をさせていただきます。先日梅雨入りをいたしまして、豪雨や浸水による被害が心配な雨の季節となってまいりました。国交省におかれては、木沢地区において堆砂の除去を積極的に実施していただいておりますことに、この際大きな感謝をいたすものでございます。

さて、長安口ダムでは既に数年間にわたり堆砂の除去が実施をされ、その多くがダム下流の小浜・小計地区において河川投入をされております。その量は既に20万m³を超えておることでありましょう。歴史をたどると120年前、明治25年7月の大戸高磯山の崩壊により、那賀川に深層崩壊をした土砂が天然ダムとなって留まった土砂の量は300万m³以上と推測をされております。その大量の土砂も、洪水により巨石以外は全て下流へと流下をさせる力を持った川が那賀川であるということを考えるときに、人工的に年に20万m³とか30万m³の河川投入による置き土の砂利は、本来の自然の川の姿になる事業であるということであると思っておりますが、そしてそのことが過去の例から見ても大きな問題はないのではないかと考えられます。

しかし、既にダム建設後60年という長い時間の経過と共に、昭和30年以前の本来の那賀川の姿を記憶されている方々が減っておりますし、過去の記憶も薄れており、堆砂の河川投入に伴い、今まで存在しなかったところにこつ然と砂地ができたり大量の砂利がとどまり始めますと、河川断面が小さくなることにより洪水時に水位の上昇が起こ

り、浸水を心配される方々の声も上がり始めております。相生地区での河川投入に関しては、周辺地域への影響が出たことにより現在は休止をしておるのではないかと思います。上流域での河川投入の影響はどうであるのか、事業主体である国土交通省は当然調査・検証を行っておることでありましょうから、その点をお伺いいたします。

そして、特に川口ダム湖畔における影響はどうであるのかをお伺いしたいと思えます。川口ダム湖畔における堆砂の状況は、毎年深淺測量をし、常に監視をしているとのこと、そして、川口ダムの構造上現在の堆砂以上は絶対に増加しないことなどは、川口ダム管理者において詳しく御説明をいただき、一通り理解をしたところでありますが、しかしながら、なお釈然といたしません。それというのも、平成21年8月10日に川口ダムにおける急激な水位上昇は何が原因であったのかという疑問であります。

ダム管理者は想定外の水位上昇であったとおっしゃいますが、当時のダムへの流入量は5,000t余りであり、最大の予定流入量の8,000tをはるかに下回っていたにもかかわらず、その時点のみじ川温泉前のナンバー12、そのポイントにおいては8,000tの最大洪水位よりも上がったのではないかとと思われる節がございます。川口ダムが完成して50年余りの間に、このようなことは過去にも果たしてあったのか。当日野谷地区の方の中には一抹の不安を持たれている方もいらっしゃいます。このことは、何が原因でダム管理者はどのような対策を立てているのかをお伺いいたします。また、町としては地域住民の方々にはいかに安心・安全を担保していくのかも伺いをいたします。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 古野議員さんの小浜地区の堆砂置き土、河川投入による下流への影響についてというような御質問でございます。国土交通省長安口ダムの堆砂除去事業についての御質問でございますので、国土交通省那賀川河川事務所に伺いました内容について答えさせていただきます。

長安口ダム堆砂除去及びダム下流への置き土につきましては、徳島県が管理しておりました平成3年から始まり、平成19年度の国土交通省への移管された以降も計画的に進められております。国土交通省が平成19年度から平成23年度までに実施いたしました堆砂除去の土量の実績でございますが、木沢地区の十二社・追立、上那賀地区の平谷におきまして662,100㎡となっております。そのうち、川口ダムから上流に河川投入しております桜谷・小浜・小計の堆砂置き土数量は、約49万㎡になっております。近年の置き土の大規模な下流への流出につきましては、平成23年、昨年台風6号・12号による出水で、約95,000㎡の土砂が下流に流れ出しております。

国土交通省はこの置き土による下流への影響につきまして、平成21年度よりモニタリング調査、追跡調査・検討といわれていますが、この調査を継続して実施しております。置き土した土砂がどれくらいの期間で下流に届くのか、どこにたまっていくのか、また置いたものが下流の流れの弱いところでたまった場合、その対策・検討を行うため、河口から川口ダム直下までの河床変動計算と言いますが、それを行い、長期的におき土をしていったらどのような河床変動を起こしていくのかという検討を実施しているということでございます。今後も追跡調査と検討については引き続き実施して

いるということでございます。

これまでのモニタリング調査におきましては、置き土の流出による流下能力を疎外するような変化は現れていないということでございます。また小浜地区からの流出土砂においても、川口ダムの貯水池管理区域まで到達していないという答えでありました。粒径の大きさにもよりますが、小さなものは流出しておるといようなことでございますが、こういうようなことから下流への水位上昇等の影響はないといようなことと考えておりますといような答えでございました。

徳島県企業局総合管理事務所、川口ダムのほうでも伺いましたので、その内容についてお答えさせていただきます。

川口ダムが貯水池として調査しております区間は、ダム地点から上流は日野谷発電所より約1kmの7,740m区間ということでございます。この区間においては、毎年冬期に先ほど言われました深淺測量を実施しておりますして、堆砂の状況を調査しているということでございます。この深淺測量は水利規則でダムに堆積する土砂の状況を国に報告するよう定められておまして、ダム建設当初の河床状況また年度ごとに状況を比較しまして、その変化について調査しております。国土交通省が実施している上流での堆積土砂の河川投入開始以降、土砂が堆積しているといった状況はないといようなことで、結果、下流に流れ出していると考えているといようなことでございます。このようなことから、堆砂が進んでいっているといような状況は現時点では認識していないといような回答でございました。

先ほどの平成21年8月10日のことでございますが、この深淺測量の結果において、ちょうどもみじ川温泉のところで調査している測点がございまして。温泉側から対岸への川への横断面図により比較しているものでございまして、平成23年度の状況は、この川幅の区間で上下の変動はありますが、平均河床高につきましては前年度より下がっているといったような状況でございます。そのほかの地点につきましても、この数年間上下しているような状況で、平均的には横ばい状態となっているようなことでございます。平成19年度に投入開始以降はこのような調査結果でありまして、特に堆積しているといったようなことはないので、現時点では注意しながら測量結果を見ているといった段階と聞いております。

平成21年8月10日のもみじ川温泉での出水でございますが、先ほどの水位、平成21年8月10日、この時点の川口ダムの水位でございますが、94.88mで、流入量が5,410tといようなことをお聞きしました。先ほど言われました過去の水位からとの比較は今ちょっと確認できておりませんが、この時点ではダムへの流入量の増加が大きかったため水位が上昇したのではないかといようなことでございます。

以上、お聞きした内容についてでございます。

町としまして、このような状況を確認しまして、今後とも国土交通省・徳島県企業局に状況を確認して、住民に不安を与えることがないようにしていきたいと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、堆砂の除去の方法としては今現在行われているような方法しかな

いというふうなことを以前からお聞きいたしておりますが、以前にもこのことについては申し上げましたように、現在行われている陸送は周辺地域に交通公害を発生させておりますし、なるべく早くもっと進化した方式を用意していただくのが地元周辺地域の大きい希望でございます。

以前の四国電力との話し合いの中では、小見野々ダム堆砂除去もこれから数年間は残土処理のような形で25万m³ほど処分するということですが、この処分場満杯後は長安口ダム直下流へ河川投入をしたいという計画を四国電力はお持ちのようでございます。当然に現状の投入量に上乘せということになるでございましょう。出原地区においては豪雨によりいつ氾濫・浸水の大被害が発生するか分からない状況の中、四国電力には大いに堆砂除去に励んでもらわなければ困りますので、この分も将来河川投入をすることもやむを得ないことになるかも分かりません。

しかしながら、先ほどいただいた国土交通省また企業局の回答と申しますか、お答えをお聞きしますと、いかにも役人的な紋切り型のお答えのみで、特に8月10日の異常な急激な水位の上昇については、過去にはその日の流入量よりも多いときがあったにもかかわらずそのような状況がなかったということから考えると、決して完全に理解をできるような御回答はいただけなかったものではないかと、そのように思います。もっと分かりやすく、絶対的に河川投入に関して安全を担保するようなお答えは、この後いただけないものでございましょうか。

そして、私が思うに、その安全性と必要性を十分に地域住民の方々に理解をしてもらい、万全の体制において河川投入をするようにならなければ、ダム上流地の堆砂除去も十分に進まないのではないかと思います。町がもっと強くお願いをしたり、できるところは深く関与していったりする必要があるのではないかと思います。この点、町長、どのようにお考えでございますか。お伺いをいたしたいと思っております。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 まず、堆砂の除去につきましては、これは国交省さんにも早急な対応をしていただきたいということをお願いしております。ただその場合に、その土砂をどういった処分をするかということについては、これまでもいろいろな経過がございしますが、まず1点は先ほどからお話しになっております河川投入、これにつきましては、これまでダム下流についての砂利が少なくなると漁業にも影響しているという御意見もいただきました。そういったことで河川投入をしていただく。

ただそればかりでなく、やはり置場を準備してそれによってそこにも置いていただく。全て河川投入をしますと、やはり先ほどから議員が質問のございますとおり、その被害は出るところが必ず出るということで、双方・両方でそういう対応をしていただきたいということで、町としてもその土捨場についてはできるだけ協力いたしましょうということで、これまでも置場所については準備をしてきたところでございます。吉野の土捨場、これもこれまでに一番大きい土捨場として、堆積土砂の置場として準備をしてきた1か所です。あそこが今後満杯になれば次の箇所もまたいろいろと調査をし、準備をしなければいけないと思っておりますが、それに併せて河川投入についても被害が出ないような対応方法でやっていただきたいということで、現在も進めていただいております。

ります。

桜谷・小浜については、先ほど担当のほうから申し上げましたとおりではあると思いますが、ただ、8月10日の件につきましては、これは堆積土砂とか投入とかそういう原因だけではないと私も思っておりますが、ただこれにつきましてはこれまでも国交省さんについていろいろとお話をさせていただきましたが、想定外の雨量ということとそれに対する従来のダムの操作方法に基づいてやりましたと、じゃあその操作規程を見直してくださいということを申し上げて、現在その一部予備放流あるいは早期放流という形に多少なりとも見直していただいているというのが現状でございます。

ただ、これにつきましては、我々としても今後においてダムの改造に併せてその効果がどれだけあるのかということも検証しなければならないと思っておりますし、今の段階ではその放流の2門の増設によって予備放流が1 m余り余分にできるということでございますが、その効果がどれだけあるのかということについても、我々としてはまだ分からないのが現状です。そういったことで、それがそういう効果があるのであれば早急にその工事を行っていただき、そういう対応をしていただきたいということを申し上げております。

この8月10日の件につきましては、議員さんも御存じと思いますが、これまでも何度となくいろいろな場所でも、そのことについては長としても私自身としても申し上げてきたところです。当時、朝、木沢地区でそういう状況になっているということで、その時点での直接私も放流について早急な対応をしていただきたいという放流の要請もした事実がございますので、そういったことも含めて国交省さんにはその分について最終的な説明をお願いしたわけですが、最終的には想定外の雨量そして操作規程に基づいた操作、それによる下流についての増水あるいは上流地域での浸水というお答えしか今までは返っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、ダムの問題に関しましては、終わることのないエンドレスの事業でございますし、エンドレスの問題でございます。これからも町はもちろん深く関与していただきながら、住民の安心・安全の担保をしていただきたいと思います。私もこれからずっと関心を持って見せていただきたいと思いますので、よろしく願いいたすところでございます。

そして、2つ目に通告をいたしておりました質問をいたします。鳥獣害対策においては、平成21年から平成23年までのここ3年間、単独事業として駆除を主に行ってまいりました。有害鳥獣捕獲班の方には力強い活動をしていただき、シカ・イノシシ・サルなどの駆除頭数において大きな実績を上げていただき、有害鳥獣対策としては大変に有効でありましたし、これからも必要であることは事実であります。そしてその重要性はまた当然のことでございます。

しかしながら、人家や農地に人気のない時間帯や夜間に出没する害獣に対しては、例え銃器以外のワナや檻を使った駆除であっても全てに有効ではなく、町内のほとんどの地域において囲いや覆いの対策をしていない野菜類は被害を受け続けており、今までの

駆除対策がこれほどの駆除頭数の実績を上げておるにもかかわらず、サルなどにおいては一向に被害の軽減になっていないところもございます。昨年度の有害鳥獣対策特別委員会において、町長は「来年、平成24年度は現在の有害鳥獣対策を見直すなり追加をするなりして、個別農地の被害防止に対する対策の補助も実行するように考えてみたい。」と述べられ、我々委員会も意見をいろいろと具申をいたしました。

しかし、本年度の当初予算にはそれに対する措置もされておりませんでした。本年度から平成26年度までの3年間については、昨年までの3年間と同様に駆除を主とした対策を同じ内容・条件において続けていくというものでございました。これまでもまとまった農地の防鹿対策などは国補事業や県単事業などで対応してまいりましたし、これからもそのように対策をうっていけるでありましょうが、特に地域全体として高齢化してまいりまして、日々の楽しみやまた生活の助けとして野菜を作り、それを生きがいとされておる皆様が多数いらっしゃいます。その方々の楽しみを奪い、またその上にやる気や健康までもが奪われております。特に、御存じのように、サルによる野菜類への被害は数字に表れない甚大さでございます。

そこで、1つ特別委員会でも申し上げましたし、常々申しております。駆除活動は大変に重要でございますが、他方、個別農地の特にサルを主とする対策はどのように取り組むのか、この点をお伺いいたします。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 古野議員さんの御質問にある鳥獣対策についてでございますが、現在共同取組の要望については、補助事業により防護柵・防護ネット等を実施しております。地域からの住民の要望については一応対応できていると今現在は思っております。ちなみに平成23年度までの町内での実施状況は、防護柵・防護ネット等の延長約63km、サル・シカの檻の導入52基を実施しております。またワナの取得に対しても補助を行い、37名の方が免許を取得しております。

御質問の個別農地の鳥獣害ネットへの補助若しくは利子補給などの施策についてありますが、町といたしましては現在共同取組による防護柵への補助で対応しており、御質問のあった個別農地などの個人的施設に対しての補助・利子補給などはできていないのが現状となっております。

しかし、先ほど御質問にあったように、近年サル等による被害などにより家庭菜園などが収穫できないという状況も見受けられ、個人施設にも補助ができないかという住民からの問い合わせもいただいておりますので、今後施設補助若しくは利子補給について検討していきたいと思っております。

以上です。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい。年度が替わりまして、平成24年3月議会のときの鳥獣害対策特別委員会のときにもこのお話をさせていただきました。平成23年度途中に行った委員会のときに町長がおっしゃっておった、先ほど申し上げた個別農地に対することを考えていかなければならないなとおっしゃっておったことが当初予算に盛り込まれて

いないではないかと、これはどうするんだというふうなことをそのときに申し上げましたら、今お答えをいただきました農業振興課長から、対象となる農地面積を引き合いに出され、それに面積当たりの単価をかけられて、私の記憶では総額で2億円近い予算が、事業費が必要でないか、そのうちどれだけの補助をするのかにもよるが、大変大きな金額になってくるのですぐには対応できないと、まだ思案中であるというふうなことが、平成24年3月の議会中に開催された特別委員会でのやり取りであったと思います。

そのときに町長もそのとおりだと、今はこの予算措置をしてある駆除一本ということはないのですが、駆除を中心としたもので主にやっていくのだということで、思案中であるというふうなお答えだったときから今日まで日がたっております。今農業振興課長のほうからはそのようなお答えをいただきましたが、いろいろの方策が考えられるのではないかと思います。面積の上限を切る、上限を設ける、また補助率の設定にもよるでしょうし、また大きな財政出動でないということであれば、さきにも、以前特別委員会のときにも申し上げましたように、貸付制度を農協に持っていただいて、貸付けの制度を持っていただいた農協のほうにその貸付けをするかしないかの全ての判断を委ねた上で、その利子補給を町がかけるとか。以前、合併前の町村においてはそのような形で農業振興を図ってきた利子補給の制度もございました。

そのようなことからいろいろな方策を考えて、財政出動が大きくなる範囲の中で必要な施策がうてるのではないかとということをお申し上げてまいりましたし、農業振興課長から今そのようなお答えをいただきましたが、町長、御本人がおっしゃられたことについて、改めてあれから何か月かたちました。どのようにお考えであるかお伺いをいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 鳥獣害対策につきましては、先ほど担当課長あるいはまた3月の時点で御答弁させていただきましたように、この平成24年度からこれまでの駆除一辺倒でなくいろいろな方向で検討していきたいということでいろいろ検討した結果、やはりいろいろな個人的な野菜とかそういった施設、あるいは業とするものは別として家庭菜園にも全てそういう支援ができないかということで試算をしてみましたところ、先ほど申し上げましたような内容でございましたので、たちまちやはりこの駆除が効果がなかったとは言えないと、かなり減少しているのも事実であるということで、もう少し駆除班あるいは猟友会の皆さん方をお願いをしようということで予算を計上させていただいたところでございます。

今後におきましては、やはり先ほど担当課のほうからも御答弁させていただきましたように、それぞれの農地にそういった資材を補助あるいは利子補給なり、そういうことも含めて検討してまいりたいと思いますが、やはりこれにはある程度の区別もしなければならぬと思います。農業を業とする場合にはやはりいろいろと補助事業等も活用しながら強固な施設が必要であろうと思いますし、家庭菜園的なあるいは趣味的な農業にまで町が支援をその業と同じような率で補助するというのも、これもいかがなものかということもあろうと思います。いろいろな点、そういった点をいろいろと検討してま

いりたいと思っております。

それからまた、やはりこの鳥獣害対策におきましては、やはり捕獲ということについてもこれはやはりもう少し続ける必要があるであろうと思っております。ただ、やはりその捕獲班あるいは猟友会の皆さん方の高齢化、そういった点も考慮しますと、やはり国のほうの今回の平成24年度からいろいろと施策が従来より増しております。交付税措置ということにつきましてはこれは8割ということもありますが、狩猟税の減免と、2分の1の減免とか、それから公務災害の適用とそれから狩猟ライフル銃それからまた散弾銃の所持許可、その技能講習の免除とかいう制度も盛り込まれております。ただ、その場合にはいろいろと駆除班という形でなく「実施隊」というような形を設置してくださいという条件がございます。県下で、この平成24年度中で予定されております市町村が12市町村あると聞いております。その町村の状況もいろいろとお聞きした上で、那賀町の駆除班の皆さん方にもそのことも御検討いただくということにしていきたいと思います。

そういったことで、有害鳥獣の数を減らすことに併せて、先ほど申しあげましたような防護施設の整備ということについても検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 駆除活動、大変重要なことでございます。しかしながら、先ほどからも申し上げておりますように、駆除活動だけに頼らず、町長おっしゃられたように、ほかの施策も十分にお考えいただいた上で、少ない予算の中で効果が出るような形ということを考えていただきたいと思えます。

皆様高齢化してまいっております、家庭菜園を守るということは生活を守るというふうなことに直結してまいります。特に上流や各々支流に住まわれておる方々は、害獣、獣たちに自分の今の住み続けたい生活の場を追い立てられようと、そのような状況でございます。どうぞ今以上に十分に実地を把握されて、なるべく早い段階で施策に反映をしていただくことを御意見いたしまして、私の質問を終わります。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 古野司君の質問が終わりました。

2番目に連記かよ子君を指名し、発言を許可いたします。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 町政に対して、3点のことについて一般質問を行います。

まず1点目は、この度高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画が策定されました。計画の基本理念として、「地域」、これふりがなで「なか」と読ませてありますけれども、「地域で仲よく安心して暮らせる那賀町」ということが定められました。高齢者保健福祉計画とは、65歳以上の全ての高齢者を対象とし、いきがづくりや生活支援・福祉サービスなどの高齢者に関わる全ての事柄についてであり、介護保険事業計画とは65歳以上の要介護等の認定者が介護保険サービスによって自立した生活を送ることができるよう計画を策定したものであります。

ただ、計画策定趣旨として、第4期の計画期間が終了するのを受け、これまでの実施状況や課題を踏まえ、その実現に向けての第5期での計画であり、その期間は今年度、平成24年度から平成26年度の3年間となっております。

計画の策定基礎となる町民のニーズ把握のため、今回もアンケート調査が実施され、その結果から課題が浮かび上がってきております。地域で暮らすために最もしてほしいサービスという項目の中で、少数なのですが、介護保険以外の福祉サービスを充実してほしいという意見がありました。介護保険以外のサービスということで考えられるのは、配食サービスとか見守り、居場所づくり、話し相手などではなかろうかと思いません。マザー・テレサは「この世の最大の不幸は貧しさや病ではなく、誰からも自分は必要とされていないと感じることである。」と言っております。

今後の平成42年、那賀町の人口は今の約半分の5,800人になると予想されており、高齢化率も50%という予測がされております。今後、介護保険制度外の支援をどのように具体化していくのでしょうか。

また、介護者として子ども・妻・子どもの配偶者という順番になっておりますが、「介護者はいない」とした人も255人のうちの18人もいることが分かりました。私も舅・姑さんを介護してきた経験がありますけれども、近年介護者の50%以上が60歳以上という老老介護が進んでおり、介護者の80%以上が女性であるということです。多くの家族・介護者の方は長年にわたる介護によりストレスをため込み、疲れ果て、どうしようもない孤立感や絶望の果てに虐待に至っているというケースもあるとお聞きします。多くの虐待は認知症の介護の中で起きているとも思われます。今後介護者をどう支えていくのか本町の取組をお伺いします。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 連記議員さんの一般質問でございますが、まず1点目は介護保険事業・制度以外のサービスについてということ、2点目には介護者を支える取組はどのようにしていくのかというようなことだと思いますが、その2点についてお答えをしたいと思います。

まず、1つ目の介護保険外のサービス、支援サービスについてでございますが、今現在那賀町では軽度生活援助サービスと申しまして、特定高齢者の方、週2回までなのですが、1時間に200円の利用料でヘルパーさんによるごく簡単な片付けなどを行っておる事業がございます。また日常生活用具給付サービス、これは火災報知機や電磁調理器などの購入の補助でございます。それから福祉用具のレンタル、電動ベッドであるとかポータブルトイレであるとかのレンタルサービス、住宅改造費の助成事業、それからデイサービスやデイケアへの参加、特定高齢者の方、月2～3回程度になろうかと思っておりますが、その参加、それから緊急通報装置の設置等でございますが、これは設置費用につきましては自己負担でございますが、それ以降にかかってくる費用については利用料は那賀町が負担をしております。また外出支援のタクシー、おおむね65歳以上、1か月に4回半額の補助を行っております。

それから身体障害者の方に対しましても、認定を受けておられる方等につきましては移動支援サービスがございます。そのほかにもオムツの支給事業でございますとか、

成年後見制度などの事業を現在行っておるところでございます。

これらの内容につきましては、議員さん、ものすごくよく御存じだとは思いますが、健康福祉検討会で我々、医者それから行政・保健師・地域包括のケアマネ等々が寄りまして、適宜その内容について検討を加え、住民の皆様方ができるだけ安心して気安く御利用のできるサービスを提供していきたいと思っております。ひと月かふた月に1回程度行っておりますこの健康福祉検討会というのが我々の事業のよりどころとなっておりますということでございますので、御理解をいただけたらと思います。

介護者を支える取組でございますけれども、1年程前までは認知症の、先ほどお話しがありました家族会というのを開催しておりました。しかし、現在はですね、保健師が地区担当に去年から変わっておりますので、それぞれの地区に保健師が出向きまして、個々に個別に対応をさせていただいておるといような状況でございます。

健康福祉課といたしましても、在宅福祉の充実というのを掲げております。これからもその方向で進めてまいりたいというふうに私個人的には考えておるのですが、在宅のみでは介護者の心労や先ほど議員おっしゃいました身体的な疲労もあろうかと思いません。そのことも踏まえまして、鶯敷地区の中山に29床の小規模特別養護老人ホームが新設をされ、その中にショートステイ11床を置いて介護者を支える取組として対応させていただいておるところでございます。このショートステイにつきましては、1週間とか10日とか、短い期間でどうしても家族の方が休みを取っていただくための事業でございますので、どんどん御利用していただけますように周知をしていきたいというふうに思っております。

また国の制度ではございますが、精神又は身体に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅の障害者の方に対しましては、特別障害者手当というのが出ております。それから特別児童扶養手当、障害児福祉手当等々も支給がされておるところでございます。現在も随時健康福祉検討会で検討しております。介護者を支える取組につきまして研究を続けていって、先ほど議員おっしゃられました「地域で仲よく安心して暮らせる那賀町」を目指して取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をよろしくお願いをいたします。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 少数の意見であっても今後の那賀町において大変重要なことではなかろうかと認識をいたしております。今ね、課長いろいろと軽度生活支援事業とかいろいろ言われたのですけれども、こういった目に見えたことと反対して、やはりコミュニケーションを取ることも、先ほど私が言ったように、マザー・テレサの言葉にありますようにやっぱり大事ではないかと思っております。そのためにも、例えば配食サービスのときに見守り活動をするとか、これまでもいきいきサロンなんかもしていただいておりますけれども、そやけど介護保険制度から外れた、先ほど言いましたようにそういったメンタル的な福祉サービスの受皿づくりですよね、それをどうしていくのか。私もずっとこの議場で例えばいろんなことを議題としてあげさせていただきましてけれども、なかなか前へ向いていっていないのではないかと思っております。

例えば、今回海川出張所がなくなるということになりましても、やはり地域の住民の

方については、例えば出張所の役目と言いますのは事務的なことだけではなくて、やはり相談事業とか何て言うかな、話を聞いてもらいたい、そんなところもあったと思うんです。この点についてそういった今後の受皿づくりをどうしていくのか、町長、何かありましたらまたお答えをいただきたいと思いますが。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 連記議員さんの介護保険、これは高齢者に対するいろいろな支援制度ということになるかと思いますが、やはり高齢者の方で1人住まい、あるいは御夫婦での高齢者ばかりでのお住まいになられておる方、こういった方の一番の望みと言いますか、物的なもの以外、やはり話し相手、話を聞いていただきたいということがよく聞かれます。やはりいろいろ相談に乗ってほしいとか、また自分のことをいろいろ心配をしていただいていると、そういう認識がやはり必要なのではなかろうかという気もいたします。やはりこれらの対応につきましては、これまでもいろいろとNPO法人、そういった方の発足ということもあったのですが、なかなか手が回っていかないと、全域に回っていかないというのが事実でございます。

ただ、この10月から、郵便局も貯金とそれから郵便事業とが一緒になる制度も発足いたします。そうした中で、郵便局会社としてもいろいろそういう点についても事業を伸ばしたいということで、介護保険の地域支援事業というのがございますが、この制度を使って、やはり1人暮らしあるいはそういった方の訪問をしていろいろな御相談を受けたいと、これにつきましてはその相談を受けたこと、いろいろと要望のあったことについては行政、町のほうに報告をしていただくという制度でございますが、これは国・県また介護保険からの支援がございまして、町としては一般財源としては20%と聞いております。

他県でもこの制度を導入されているところもございますので、それらについてもやはり今郵便局の担当者の方にその制度の詳細をいろいろとお聞きしているところでございます。これを内容的に見せていただくと、やはり国・県そして介護保険の制度からの支援・補助ということで、やはり町が事業主体となって補助申請をするのと違うかなという感もするのですが、その点、そういった事業執行についての詳細を煮詰めてまいりたいと思っております。これらにつきましては、できればそういうことが内容によれば1件につき1回約200円程度の町負担になるのですが、その制度について詳細を十分検討して、導入する場合はまた9月補正等でまた予算計上も併せて御協議申し上げたいと思っております。

先ほど出ました海川地区につきましても、そういったことも含めて対応をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 郵便局とタイアップしながら地域支援事業を進めていきたいということでございますので、大変ありがたいことだと思っております。

高齢化の問題は、この議場においでる全ての方に関わる問題でございます。3年後また同じ文言で計画の策定を行うのではなく、基本理念である、課長も申された「地域

で仲よく安心して暮らせる那賀町」を目標として、制度上の問題ではないからと先送りするのでなく、地域と一緒にあって取り組んでいただくよう要望をいたしておきます。

それから、2点目のことに移らせていただきますけれども、「少子化対策について」の乳幼児の紙おむつの支給を提案させていただきたいと思います。1点目で取り上げました高齢化は、突き詰めていけば少子化の問題でもあります。人口の大幅な減少に伴う高齢者の増加と相まって、那賀町でも出生数が大変低下しているのが現状であります。少子化対策は、国の基本に関わる最重要政策課題でありながら、遅々として進んでいません。

現在、子育て支援策として、新生児・乳幼児期では出産一時金、妊婦検診の負担軽減、不妊治療の公的助成、児童手当制度における乳幼児加算などの上に、本町においても例えば2歳児・5歳児検診を行うなどいろいろと取り組んでいただいているわけですけれども、若いお母さんたちに現物支給ということで紙おむつを支給していただければと思っておりますが、このことについて課長の答弁をお願いいたします。

○**鵜澤守健康福祉課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 鵜澤健康福祉課長。

○**鵜澤守健康福祉課長** 紙おむつの支給についてということでございます。今、議員さんおっしゃられましたように、現在那賀町の少子化対策といたしましては、まず小学校5・6年生までの医療費の無料化でありますとか、保育園の保育料の軽減それから虫歯予防フッ素塗布の無料券配布、出産一時金、新生児聴覚検査の助成、不妊治療、乳幼児からのインフルエンザの予防接種などなど、今議員さんがおっしゃられました事業以外にもこういうようなことをやらせていただいておりますし、余談になるんですが、社会福祉協議会上那賀支所とか木頭支所では、既にこの乳幼児のおむつの支給というのは現在あるということでございます。

しかしながら、乳幼児を持つ御家庭に対しましておむつの支給ということをして、実は何年か前にもこの話題というのは健康福祉検討会でも出ておまして、そのときにもお話しというか皆で話し合いをしたところでございますが、もちろん乳幼児を持つ御家庭のお父さん・お母さん方が安心して生活して経済的な支援にもつながるということは、那賀町としてもそのことに対して取り組むということは大変重要なことであるというふうな認識は持っておりますが、さきにも申しましたように那賀町としては他の市町村に増して少子化対策には取り組んでおるというふうに自負をしております。

今後とも、本当に何が必要なのかということを健康福祉検討会あたりで、それが乳幼児のおむつ支給になるのかどうかということも含めまして、十分検討しながらこの件に関しましては取り組んでいけるように検討を加えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただけたらと思います。

○**連記かよ子議員** はい、議長。

○**大澤夫左二議長** 連記君。

○**連記かよ子議員** 社会福祉協議会上那賀支所でありますけれども、課長の答弁にありますように、乳幼児の紙おむつの支給を行っております。お聞きしましたら、現在11人、要るものを要るだけという大変手厚い支給なのでありまして、例えば上那賀地域に住所を有する方は、例えば驚敷に住んでおられる方でも上那賀支所のところへ行

けば紙おむつの支給があるということでございます。それから、社会福祉協議会木頭支所においても、これは上限が決められておりまして、紙おむつの支給をやっております。

少子化、少子化と言いながらなかなか若いお母さんたちの、先ほど言われたように、経済的負担の軽減も考えると、例えば老人対策に対しては高齢者対策に対しての町からの負担、それから乳幼児に対する負担、これを考えればものすごく差があると思うんです。今後那賀町を支えていくであろう、担っていくであろう子どもたちの対策として、ささやかではございますが、この紙おむつ支給事業を考えていただきたい。他県でもあんまりないんですが、例えば紙おむつを入れる可燃袋を支給しているところもございます。

やはり目で見える子育て対策、これが例えば那賀町はこんなことをしよるということがあれば、また那賀町に住んでいただけるかも分からないですし、それから聞くところによりますと、若者の定住住宅につきまして今回確か若い御夫婦が入られて今お腹大きいという話も聞きます。きめ細やかな支援をこれからも続けていただいて、那賀町のそういった少子高齢化、例えば子育て対策の一助になればいいのではないかと考えておりますので、このことについてはよろしく願いをいたします。

それから、3点目に移らせていただきますけれども、3点目は「防災対策について」であります。

現在、東日本大震災を教訓として、県下市町村では東南海・南海地震対策に取り組んでいるわけでありまして、那賀町においても、先ほど古野議員さんが言われました明治25年、今から120年ほど前でありまして、旧上那賀において高磯山の崩壊があり、今でもそのときのことが古老たちによって語り継がれております。また平成16年の旧木沢・上那賀の未曾有の豪雨災害として私たちの記憶に新しいところであります。

そのときに孤立した集落への物資の配給や家屋の泥の除去など、ボランティアには私も携わってまいりました。災害時における道路や情報網の切断は手や足をもがれたに等しく、心身ともに機能不全に陥った状況で、大変不安な毎日であったとそのときにお聞きをいたしました。災害時においても防災無線やケーブルテレビ・携帯電話の使用が不可能になったとき、情報源としてのラジオが活用できないものかお伺いをいたします。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 それでは、連記議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、那賀町の情報系、災害時の防災対策といたしましては、現在言われたとおり、防災無線またケーブルテレビ、あと衛星電話、衛星携帯電話等々、あとアマチュア無線等での連絡体制の整備を行っておるところでございます。御質問の内容としては、災害時においてこうした災害時全ての機能を失ったときの情報をいかに収集できるか、また住民に周知ができるか、そういったことを問われていることだと考えております。

当然、以前言われましたように、最近の災害では今ラジオのことが情報を得るための手段として1つ大切なことだといわれてきておりまして、これも検証されております。

す。一般放送、NHKほかの放送局のラジオ局からも放送も得ますし、例えば災害のときにどこかで局を立ち上げ、町が仮に機材を持っておってそこから放送するという放送手段、これはFMって言うんですけど、そういった手段も奄美大島の洪水の災害時、いろいろな情報を発信しまして、何にもない情報の中からそういった情報を得たということで検証されております。

そういったことを踏まえまして、那賀町といたしましても情報伝達の手段の1つとして今検討していかねばならないと考えておまして、ただ、全て情報は無線等々で流れていくものですから、受信するにはやはり山間地、そういったところでは不便にも情報を得られないことも考えられますし、そうしたことを今後ですね、早めのうちに検討をいたしまして、1つの情報収集手段の1つとして今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 このね、ラジオが情報の手段の1つとしてということでもありますけれども、例えば車を走らせながらラジオを聴いておりますと、鷲敷・相生までは何とか入るんです。それが、上那賀から奥へ行きますとは全然ラジオが入らない状態があります。多分その地域、例えば上那賀・木沢・木頭においてもラジオの入らない地域がほとんどではないかと思うんですけども、これ、課長、例えば調べておりますでしょうか。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 現在調査中ということにしておきます。上流3地区、35地区が孤立集落にあたるということで先般から調査に入っております、個々の調査については私どももやっていますし、県に挙げている孤立集落はどれだけあるっていう情報も提供する中で、県サイドでもそういった情報は個々に調査をされております。そういったものも含めまして、ラジオが入る、先般も私行っております。海川とか上那賀地区また木頭のほうへも入っていったんですけど、まだ時間が十分なく入れていませんが、35地区ですかね、選定しているところは最低限入って行って調べているかと思っています。

確かに相生からでも電波は悪いですね。上那賀へ入っていくともっと悪くなります。そういった傾向がありますので、そこら辺をどうすれば受信できますように考えていきたいと考えておりますし、頑張っってそこら辺は収めていきたいなと思っております。

また今後、調査については報告させていただきます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 今調査中ということでもありますけれども、今後も継続して、していただきたいと思っております。

防災対策は、例えばこれが駄目なら次、次が駄目ならこれと選択肢を多くすること

が、緊急時の災害から地域住民の生命・財産を守るためにも大切ではないかと思っております。今後も万全な防災対策また情報の連絡体制に取り組んでいただきますようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○大澤夫左二議長 連記かよ子君の質問が終了いたしました。

ここで、10時50分まで小休いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

次に、3番目に清水幸助君を指名し、発言を許可します。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 議長の許しを得ましたので、早速質問に入ります。

ある機会のとき、坂口町長からお話をいただきました。

「清水君がいつも言っている那賀町の生き残り策について、私も同じ気持ちを持っています。日本のように年間を通じて雨が適度に降り、作物が順調に育つ地域は世界にも数%しか存在しないという、非常に貴重で恵まれた地域が那賀町でもあります。世界の人口が急増している中、木や作物をはじめ食料を生産できるという恵まれた環境の那賀町は、起伏に富んではいるが面積的にも恵まれ、平地栽培・高地栽培とどのような条件にでも対応できるという特性も備えられている。林業・農業をうまく育てられれば、数年先の急激な過疎化によるしばらくの人口減少は仕方ないとしても、それ以降は人口が増え続ける町として活性化し、豊かになるだろうと私は信じて今必死に仕事に取り組んでいる。

地震・津波被害が懸念され、リスク回避の分散型経営に取り組み始めた企業を広く誘致し、那賀町の宝でもある大塚製薬さんをはじめ雇用の場を広く確保していくのはもちろんのことだが、それと同時に林業振興・農業振興という非常に難しい難題をクリアして、活性化をより推し進めるのが私の大きな仕事だとも思っています。

バイオマスタウン構想も技術的には確立されたが、生産コストの問題もありたちまち大きく進展することがないのかもしれないが、後世の那賀町民の大きな財産になることを信じているから、多少の批判があろうとも今後も私はタウン構想という理念を曲げるつもりはありません。そういう意味で理解していただきたいと思っています。

同じように、農業においても大きな希望を持っています。基幹産業の柱として大きく育てるべく今努力するのが私の使命であり、限りない可能性のひとつかけらでも早く育てていきたいと念じています。清水君の農業育成への情熱もよく知っているだけに、経験上からより勉強していただいているいろいろと提案をいただきたいし、協力させていただきたいと思っています。」

このような趣旨の話だったと思います。その一部を迷惑のかからない範囲で紹介させていただきましたが、うれしく拝聴したことを忘れられません。そこで、町長の熱い思いの「農業振興について」を今後も質問させていただきたいと思います。

僕は40歳を迎えてふるさとに帰ってきました。その前年、それまでの罪ごと等をざんげしたいと四国遍路をするため実家に久しぶりに帰ってきたのですが、そのとき両

親の余りに年老いた姿を見せつけられ、親不孝者が最後に親孝行をしておきたいと翌年帰郷したのがきっかけでした。農業ではとても安定収入が得られないだろうとの先入観から、5～6年で両親を見送ったらまた都会に帰っていく段取りだったのです。

ところが、いざ農業に取り組んでみると、親しく先輩たちにも囲まれ、何とか生活できるような気がしてきました。ビニールハウスを年々増やしていったりオモトの生産者組合に入れていただいたり、やっと将来が少し見え始めたのですが、ちょうどそのころ母親が他界してしまい、1人ではとても仕事をこなせる状態ではなくなってしまいました。仕事の細部に手が回らなくなり、大変申し訳なかったのですが究極の選択としてオモト栽培から身を引くことになりました。

1人で農業をすることへの限界を知らされたのが、ビニールハウスでの花き栽培でした。仕事が少しずつ遅れはじめ、良品出荷ができなくなるどころか台風対策にも手が回らず、あっという間にハウスが見事に潰されてしまったのです。懸命に修理したのですが、少しの風にも再び押し潰されてしまう状態でしかなくなり、ゆがんだままのハウスになってしまいました。農業への情熱が音を立てて崩れていく瞬間でした。申し訳ないとの心の葛藤から、オモトの資材は栽培してくれる仲間が無償で譲渡したりハウスを無償で貸すことで、せめてもの償いの気持ちを表したつもりです。僕の場合だけでも1人農業の限界という問題、そして親との世代感覚の違いと営農スタイルの違いという2つの問題が頭を悩ませ続けました。

農業を深く掘り下げると、そこにはいろんな立場でどうしようもない諸問題が山のよう横たわっているのもまた事実だと思います。しかし、これらの諸問題を行政が取り上げ、抜本的農業振興策として取り組まれている自治体のことを、いまだ僕は知りません。

そこでお聞きしたいことは、具体的な農業後継者対策をどのような視点で捉え事業化し、その成果がどのようなものなのかをお聞きするとともに、町長には諸問題に対して行政としてどのようなスタンスで振興策として考えるべきなのかの方向性をお聞きしたいと思います。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 清水議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

具体的な農業後継者対策という質問ですが、後継者対策については、先ほど清水議員さんが言われたように全国的な課題であり、他の自治体においても大変苦慮しているのが現状であります。町といたしましても直接的な後継者への支援体制はできていませんが、後継者への支援対策として後継者クラブへの運営補助、JAによる無料職業紹介所の開設、農作物の種苗に対する補助などを実施しております。

また、平成24年度に新たな国の取組として、若い新規就農者に対しての青年就農給付金制度が実施されます。この制度は、農業を始めてから経営が安定するまでの若い就農者に対して、いろんな要件はありますが、最長5年間・年間1,500千円を給付金として給付する制度となっております。今後この制度により新規就農者の定着が図られるようであれば、町独自の事業としても検討していきたいと思っております。

また、今後も後継者対策は重要な課題でありますので、県・関係機関と協議してい

きたいと思っております。以上です。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 もう1点お聞きしたいことがあります。

現在、那賀町はケイトウ栽培のブランド地としての地位を先人たちの努力により確立し、圧倒的な有利販売を手に入れられました。他地域の方たちがケイトウを栽培したとしても、販売価格において追随を許さず、恵まれた利益率を生む産地へと育てられたことに心から敬意を表しております。

しかしながら、そのことによって「農業振興策においてケイトウ栽培に参加すれば営農できる」という意識も強いようですが、それだけで果たしてよいのでしょうか。僕には、これまでの農業経営の柱として支えてきたブランド作物の充実ということを決して忘れてはいけないと思えるのです。

もともと営農の基盤として農家を支えてきたブランド商品があったればこそ、余った労働力を工面しケイトウ栽培にも取り組んできたという結果が産地化を生み出した原動力と思っております。特に、相生地区においては、オモト栽培という生活基盤の上にケイトウ栽培が花開いたのではないのでしょうか。ケイトウという花き栽培は飽くまでも博打作物という不安定な立場であり、出荷時期にたまたま巨大な台風と直面したとすればその年の収入はゼロに等しくなり、とても健全な営農などできるわけありません。飽くまでオモトなりユズなり、各農家が苦勞しこれまで育てきたそれぞれの基幹作物という存在があったればこそ、ケイトウ栽培がブランド産地化へと育ていった基本だと思っております。そのためにも従来の生産物の基盤強化と維持拡大対策を決しておろそかにした農業振興策であってはならないのではないのでしょうか。

そこでお聞きしますが、特に基幹作物のオモト栽培において、近年の生産状況がどのように推移し、生産者にとって今後早急に解決していただきたい問題点などはないのでしょうか。また、町長には従来からの特産品の生産基盤強化という対策をどのように捉えられているのかをお聞きします。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 それでは基幹作物のオモト栽培についてという質問であります。

相生オモトは品質・生産量において日本一の産地であり、各市場でも高く評価されブランド化されている相生の花のもととなった作物であります。しかし、生産農家の高齢化・担い手不足・改植時期の遅れ等による生産量の減少と、建築様式の変化・若い世代の生け花離れなどによる需要の減少により、平成23年度では出荷量100万枚・販売金額86百万円で、過去20年間のピーク時に比べ、生産量で68万枚、販売金額において83百万円の減少となっておりますが、ここ数年においては横ばい状態であります。また、生産者においては高齢化・労働不足による改植時期の遅れなどがあるのではないかと考えられます。

町としても施設に対する補助・市場交渉などに参加し、産地育成を図っております。今後もブランド化された相生の花の重要な作物として、労働力不足の解消に向けた

完全共選の確立や、JAによる無料職業紹介所などへの支援など、生産維持に向けた取組を行っていきたいと思っております。

以上です。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 農家が栽培規模を拡大するには限界があり、一農家が優良作物のケイトウ栽培を恐らく2反以上栽培することは、作業能力においても可能とは思えません。同じように、他のいろんな作物においてもそれは同じことだと思います。そのため、各農家はそれぞれにオモトはこれだけの面積を、そして時期をずらしてケイトウをこれだけ、そして余力があれば他の作物にも取り組んで年間のローテーションを組まれているのが現実であり、どこの農家も労力的にも限界状態で営農に取り組まれているはずです。

オモトのブランド産地化を今後も長く維持し続けるための振興策には、需要に応えられる供給量を確保するため、栽培面積の維持・拡充は大切です。並行して、高い品質であることを維持し続けることも非常に大切だと思っております。

オモトは、6年ほどを周期にほ場の植替えをし、株分けすることで、立葉をはじめ高度の品質を維持できるようです。ところが、現実には恐らく10年も余って植替えができていない農家があるのかもしれませんが。またオモトの一つの象徴でもある真っ赤な実なども、栽培面積が不足状態であるようです。

これらの問題点を何らかの手段で補っていくことは、生産基盤の維持と拡大にもなり、栽培農家を強力に支援できるという農業振興の原点として非常に大切な対策ではないでしょうか。その手段として、どのような対策を具体的に考えておられるのかをお聞きします。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 オモトの改植時期についてであります。清水議員さんの質問にもありましたように、オモトは立葉を取るため6年から8年の周期に改植が必要となりますが、生産者の高齢化・労働力不足により一部の農家において改植時期の遅れがあるのが現状です。

町として、先ほども申し上げましたが、改植に伴う施設補助などを実施しており、労働力不足による改植時期の遅れについては、JAによる職業紹介所などを活用していただくなどをお願いしたいと思っております。またオモトの実については過去に大変少なかった時期があり、現在も少し不足気味ではありますが、部会において計画栽培を行っているという状況でございます。町といたしましても、今後品質・出荷量の向上に向けた取組を生産者等と協議していきたいと思っております。

以上です。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 後継者対策をはじめ、専業農家を育てることを目的として考えられているのが農業振興策にも感じますが、並行して多くの方たちが農業に関われる環境を

作り上げることも農業振興政策の本質であり、結果、底辺を広げ町全体の生産高を伸ばしていくことだと思っております。

御存じのように、農業を営農するには大変な準備が必要です。まずは親から十分な耕作地を継承して初めて営農できるという状態であり、新規に農業に関わってみたいと思っても農機具や施設等を準備することは容易ではありません。また、栽培品目においても、ケイトウのように少ない投資ですぐに参加できる作物もありますが、オモトやユズのように永年作物も併用しての経営とすれば、収穫まで数年の歳月が必要にもなります。このようなことからして、就農したいと思った方たちにはとても高いハードルの待ち構えているのが我が町の農業でもあります。

また、余暇を農業にいそしみたいとか、生活費の足しに30万円・50万円・100万円を稼ぎたいための農業というのもあり、退職後の就職先という兼業農家の延長線上の農業とかパターンはいろいろとあるでしょうが、総括して農業に従事しやすい環境の整った那賀町を作るべきだと思っております。特に新規就農を希望する方たちを温かく応援できる対策を作り、その体制を確立しておくべきが専業農家の支援と思っておりますとともに、双璧の農業振興政策だと思っておりますが、いかがでしょうか、町長。

あ、こっち。はいはい。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 清水議員さんの新規就農者への応援ができる対策ということでもあります。

さきに申しあげましたように、平成24年度に新たな国の施策の取組として、若い新規就農者に対しての青年給付金制度が実施されます。今後その施策・その制度により新規就農者の定着が図れるようであれば、町の独自の事業として今後新規就農者を支援していきたいと思っておりますし、産地維持に取り組んでおられます専業並びに兼業農家への支援も、県・関係機関あたりと十分協議していきたいと思っております。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 我が家は阿波晩茶を長年生産しております。ところが、僕自身が大きく体調を崩してしまったことで、今後いつまで生産できるか分からない状態になってしまいました。僕と同じように、もし一家の大黒柱が倒れてしまったとき、その農家を支えてきたそれまでの施設や基幹作物を全て放棄するしかないのが現実ではないでしょうか。立派に育てられた作物が放置されたままになっている場面に度々遭遇させられてしまうと、振興策の一つとしてそれぞれをカバーするシステムを作り上げるのも農業振興だと思うのですが、町長に方向性をお聞きしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 清水議員さんの、農業振興について今まで5点ほど御質問をいただき、担当課のほうからもお答えをさせていただきました。

冒頭、清水議員さんの農業に携わったいきさつ等も含めて、私の時々お話をさせていただく点も御紹介をいただいたのですが、私もこの那賀町で生まれ、高校3年間だけ

町外で過ごし、後は全て今までずっと那賀町に暮らしております。都会にはまだ1度も出たことはありません。

そういった中で、この行政のお世話になり、そして携わった仕事の内容につきましても農業振興・林業関係、産業関係がほとんどということで、これまで私自身もこの那賀町での農業・林業の振興策について、いろいろと御指導を受けながら行ってきつたつもりでございます。そうした中で、先ほど冒頭御紹介いただいたようなことを基本に、そういったことに取り組んでまいりました。

いろいろ問題点、御指摘をさせていただいておりますが、現時点での農業の後継者対策、このことについては那賀町だけではございませんが、全国的に課題になっている問題でございます。そういった中で、先ほど担当課長からも答弁させていただきました。国の平成24年度からの施策として「人・農地プラン」という施策を打ち出しております。これにつきましては、後継者に対して1,500千円の資金を提供しようと、5年間、1,500千円/年と、非常に我々としても国の思い切った施策だなと思ったのですが、中身をよく検証してみますとやはり課題がたくさんございます。

那賀町の農地面積、小規模なところでこれに合ったような形が作れるかということについては、かなり課題がございます。集落農業、そういった形を作り、そして一定規模の面積を集積し、そしてその後継者がある程度の面積の経営が現実視された方についてそういう制度が適用される。これは、先般も県の新しい過疎に対する提言の中でも我々も意見として申し上げさせていただいたのですが、やはりもう少し中身をそういった山間地あるいは中山間地に合うような制度に修正していただきたい。都市部のような平地部のような、トラクターでどんどん大量生産できるところ、作物を作っている方、そういったところと同じような考え方でこういった制度を作られても、なかなか那賀町としては対応しきれない。農業の振興策にその制度が利用できないというようなことを申し上げました。

やはり、那賀町にとって、これまで本当に特産物をいろいろな面から集約し、そして選定し生まれたのが今の那賀町の特産物です。それから、やはり面積的にもそういった状況でございますので、やはり1つの基幹作物だけではなかなか収入の増加が図れないという課題もございます。それらについては、やはりプラスαの収入になる農作物、特産物をということで、これまでも農家の方といろいろとお話をさせていただきながら行ってきつたところでございます。ですから、先ほどからケイトウ栽培の問題も出ています。オモト+ケイトウ、ケイトウ+他の作物、そういった形でやはり周年経営が可能な経営形態を作っていただきたいということを、これまで国なり支援センターと共に農業振興については形を作ってきたと私は思っております。

そういったことで、やはり今後におきましてもそういう体系はなかなか崩せないと思います。面積規模拡大といっても、やはりそこで働く方がどういう方かということも限られてきます。特産物、これを振興する場合に、やはり適地適作ということも非常に大事ですが、やはりそれを作られる方、「適人適作」といわれておりますが、じいちゃんを作るのかばあちゃんを作るのか、正式な後継者が作るのかという中で選ばれてきた作物だと思っております。

それまで、ここまできました那賀町の地域特産物、これを維持拡大していくために

はどうすべきかと、いろいろやはりそれぞれの部会でもお話しをしていただきました。現在では資材の助成、そういうことも行っておりますし、また種苗・苗木それから種、それらに対する支援をしていただきたいということもお聞きし、それらの対応もしております。ただ、やはりそれが全ての解決する問題とは思っておりません。労働力の不足ということもございます。これもJAさんと協力して、お助けセンターという形で今動いておりますが、先般もお聞きしますと、何名かの方がそういったお助け隊ということで重要な時期のケイトウの植え付けあるいは株分け、そういった時期に登録された方がシルバーセンターとはまた違った形で動いて働いていただいております。こういった制度を十分活用していただき、そしてやはり今の那賀町の特産物を守っていただきたいと思っております。

いろいろとこの後質問されるかも分かりませんが、国のほうでも今回の農業の施策において6次産業化ということも打ち出しております。ただ、これは那賀町がそれを本格的に取り組むかどうかということについては、これもいろいろ課題がございます。さきのこれまでの議会でも確かに清水議員さん、その点も御質問をしていただきました。また他の自治体の事例の紹介もしていただきました。

しかし、現在の那賀町でもそのことには十分取り組んでいただいていると思っております。これも大々的にJAさんからもお話もございました。産直市の話もJAさんが那賀町に出店をとという話もありました。そして、農産物の加工についてもいろいろと大々的にという話もございましたが、やはり今現在那賀町で行っていただいておりますきとうむらあるいは柚冬庵・木頭いのす・木沢農産加工所、この方々への影響も考えなければならぬと思っておりますし、また産直市においても現在行っている方に頑張ってもらっていただき、それ以上の希望とかそういうことがあれば、またその方向で検討してまいりたいと思っております。

非常に、那賀町での1次産業、課題はまだまだございますが、1つ1つそれらの課題に対しては行政としてできる限りの最大限の御支援はさせていただきながら、頑張ってもらいたいというお話をさせていただいておりますので、その点についてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 新しい国の事業の詳しい内容等、詳しく説明していただきありがとうございます。

今回、自分は数々の振興対策ができていいのかと質問を繰り返してきましたが、これまで何度か一般質問にて提案してきた組織を作っていただくことにより、これらの問題点をクリアし、新しい時代の流れに対応できる農業経営スタイルが生まれると同時に、そのような組織が那賀町には必要ではないかといまだ思えてなりません。

そこで、再度提案した骨子を説明します。聞いてください。これ、提案ですね。前も提案した説明を、再度になりますが。

行政が主導しての1つの農事法人を設立していただきたい。それは1人の農業熟練者のもとに新規就農希望の若者を集い、当初は5人ほどの体制で自立した農業法人へと

移行できるまでの初期期間を行政が育てるという事業になります。

仕事の内容には2つの柱があります。1つは専業農家の方が多忙のため取り組めない作業に協力することを目的とし、中にはオモトの植替え作業や施設の設置等を含みます。また、継続できなくなった農家の方の仕事を受託することで、農家の方がどれだけの作物にお手伝いいただけるかとの契約から売上げの割合分を還元できるというシステムを作り、農業をいつでも再開してもらえ環境を守っていく一時預かり的受託事業です。

それともう1つの柱が、5人がそれぞれに担当作物を管理し、オモトやユズ・ケイトウ・ハウス栽培・阿波晩茶・その他作物を少しずつ規模拡大していきます。営農できなくなった農家からの受託事業が膨大になったり、規模拡大が順調に進むことによって、雇用を増やし対処できます。5人が助け合い作業ローテーションを組むことで、飛躍的な農業収入を生み出す組織が生まれることだと思っております。そして、その組織はこれまでの営農スタイルと違った画期的な組織として育っていくものと思っております。今後詳しい内容を担当課長に説明するとともに、理解していただければ、理事者側に早急に詳しく説明したいと思っております。

農業振興を必死に模索されておられる町長におかれましては、今後ともいろいろと提案をし、意見を求めています。何とか事業化していきたいと思っておりますので、今後ともまたいろいろと教えていただきたく、またいろいろ提案していきたいと思っております。一つよろしく願いいたします。

質問を終わります。

○大澤夫左二議長 清水幸助君の質問が終了しました。

次に植北英徳君を指名し、発言を許可します。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 私は「電力不足に対する那賀町の現在の取組と今後の計画、また小水力発電の普及について」どう取り組まれているのかお伺いいたします。質問が関連しておりますが、電力不足と小水力発電に分けてちょっと御質問したいと思います。

夏の電力不足が度々報じられて、皆が気にはしているが、本当に電力が不足するのかと、政府や電力会社の報道には半信半疑の人々が多くなったように感じられます。電力不足に対しては、町民全員が関心を持ち、取り組まなければならないと思います。我が町でどのような取組をされているのか、最近建設した建物も節電に配慮されているのか、また初期投資は大きいが発光ダイオード化などで省エネ推進してはどうか。今の取組、また今後の役場内での組織づくり・普及についてちょっとお伺いしたいと思っております。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 まずはじめに、私のほうから議員さんの御質問の節電対策について答弁をさせていただきます。

議員さん御指摘のように、この夏は原子力発電所の全停止という影響もありまして、電力不足が懸念されております。先般、四国電力からも大口需要家として役場に対

しまして節電の依頼がありました。特に需給の厳しい7月から9月上旬にかけての平日昼間時間帯、昼間時間帯って言いますのは午前9時から夜8時までについて、猛暑であった一昨年比7%以上の節電の協力というのがあります。

そこで、那賀町におきましては那賀町の各事務所において職員に周知したのですけれども、「那賀町エコスタイル」という形で、5月から10月におきましてはまずクールビズの実施ということで、空調（エアコン）の使用を抑制するため、職員にあっては軽装による執務を行っています。また、会議等においても、本日議会議員の皆様にも御協力をいただきまして、本日もここまで冷房なしでこうして議会を行っています。

また、庁舎内では、使用していない間の照明・空調それからOA機器の電源をこまめに切ること。それから先ほど申しました特に需給の厳しい7月から9月の間は、勤務時間外において、午後5時15分閉庁以降は空調を止めること。それから月曜日・水曜日・金曜日は原則として残業をしないで早く帰る。庁舎の電気を切る。それから、電力の使用について、自覚と言うか情報共有をするために、本庁・分庁・支所などの主だった施設の電力使用量を昨年度と対比する形で、町内LAN、庁内の通信と言うか皆さんが一堂に情報を見えるシステムを使って、毎月職員に今月はどれだけ電気を使いましたよということをお知らせすることにしております。

ここまですが役場の組織内での取組でございますけれども、このテレビを見ている住民の皆様にも是非御協力をお願いしたいことですが、公民館や交流センター、その他の公の施設においても、会議等で御利用の際は是非無駄な照明の消灯や空調の節約を行っていただくようお願いしたいと思います。またこのことについては広報等によりましてお願いするつもりであります。また、もちろん各家庭におきましては節電に努めていただきたいことはもちろんであります。

これらは当面の節電についての取組ですけれども、その他全般的なことを言いますと、那賀町の各庁舎では、庁舎によりましては木質ペレットを燃料とするストーブを導入したり、また町の取り組んでいる木質バイオマス推進事業においては、石油の代わりに代わりとなる新素材や新しいBTLなどのエネルギー源を開発しています。

先ほど議員さんが関心を示された小水力発電につきましても、試験的に取り組んでいます。また、太陽光発電システムなどについても試験的に導入をしています。LEDの活用については、昨年度、木沢地区におきまして、産・官・学・民における「那賀町エコあかりコンソーシアム」が主体となって「エコあかりプロジェクト」なるものを実施しておりまして、従来の電球、各家庭の電球をLEDに交換してするなどの社会実験を行うといったことも行っております。こうした、那賀町の省エネ・節電・低炭素への環境的な取組は、県下でも先進的な部類に入るものじゃないのかなと自負しております。

説明が長くなりましたが、後段の質問等につきましては各担当からお答えをいたします。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 那賀町の電力不足に対する取組で、現実的には林業振興課では、昨年度の実績でございますけど、木沢地区風車横のバイオトイレに1.8kW、

相生分庁舎に2.8kWの太陽光発電システムの装置を設置しております。それと相生分庁舎の事務所内に蛍光灯の一部を38W16基、19W10基のLED照明器具と交換しております。その結果、太陽光発電システムの発電量は、バイオトイレで1,800kWh、相生分庁舎では1,800kWhとなっております。

以上です。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 失礼いたします。現在、地域防災課のほうでは、消防の施設としてですね、格納庫の前に付いている白熱球っていうか、赤の球の中身が一応白熱球でございましたので、できるだけLEDに交換、中身の球を交換して、すぐに切れてしまうっていう現象はなくなりました。そういった状況もありますので、今後もうこういった状況をあらゆるところ、防犯灯にも兼ねて検討しているところでございます。

以上です。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 今担当課のほうから説明がありました。私も先ほど議場へ来るときにこの那賀町エコあかりコンソーシアムの報告書をちょっと、初めて拝見したので。その中を見てみますと、やはり感想とか提案とかの中で、一番最初にやはり「自治体が強力に先導しなければ絵にかいた餅である」と書いてありますので、十分町民にもアピールして、今後電力不足は特にこの地域だけでなしに、これ日本全体の問題であると思っておりますので、すぐに効果が出ることでありますので十分取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、「小水力発電について」ちょっとお伺いいたします。

国の長期的エネルギービジョンはぼやけたままで、再生可能エネルギーによる電力供給は適地において開発・推進し、人々が安心して住める地球にしたいものです。那賀町で実験している小水力発電計画を、地域活性化と電力供給のためにどのようにして普及するのかお尋ねいたします。

「再生可能エネルギーの固定買取制度」は7月よりスタートする。小水力発電200kW未満は35円70銭で20年間買い取るといわれております。徳島県で一番適地が多いとされる那賀町の取組は皆が注目しているものと思っておりますので、もう少し加速して推進する必要があるのではないかとお伺いいたします。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 小水力発電についてですけど、那賀町で実験している小水力発電の普及計画があるのかという御質問ですけど、昨年度、総務省の「緑の分権改革調査事業」により、地域自立型クリーンエネルギー活用方法の検討及び小水力発電機開発実証調査を実施しました。現地では地域の皆様方に導水管の敷設を行ってもらい、大変助かりました。どうもありがとうございました。

この実証調査は、地域の再生可能エネルギーによる地域コミュニティの自立を目指

して実施したものです。今回の研究事業の課題といたしまして、部品単位のコストダウン、設置のしやすさ、稼働の安定化と費用低減は重要な要素となります。特に小水力発電を地域に普及していくには一般家庭の投資回収年として8年がガイドラインとなっております。機器コストと設置工事費を含む総費用が800千円～900千円を目標として、更なるコスト低減の取組が今後の重点課題の1つであります。

このようなことを踏まえまして、小水力発電の普及につきましては、適地情報、最適な位置の情報を収集しまして、費用対効果等の分析を進めたいと考えております。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 今課長のほうから、これからも取組を進めるということですが、費用対効果については、私が試算しておいたのでは15円以上・20円以上すれば小水力は採算が取れるのではないのかと思っております。これが今の現段階で35円70銭という大変高い価格で買取りするような計画がされております。それで、1kW発電しますと、月25日駆動したとしまして、年間250千円ぐらいの収益が出るのではないかと。それにはいろいろな経費はかかると思いますが、適地であれば私はこれで採算は十分取れるのではないかと思いますので、できるだけ早く町のほうで適地を把握して、やはりこの地域に事業化を進めていくということが自治体としても大事でないかと思っております。

そこで、ちょっと私として提言したいのですが、小水力、今実験をしておりますし、高専とのつながりも大変あるのでないかと思っておりますので、小水力と節電の出前講座と言うかそういうのを開きまして、意見交換を町民といろいろ持って、やはり関心のある町民に協力していただくということが大変大事でないのだろうか。それで試験だけで終わらずに、自治体だけがするのでなしに、やはり地域の活性化にもつなげていくような事業にやはりしていかなければいけないと思います。

そこらどうですか。やっぱり地域でそういう出前講座とかいうのを、町内で1か所でもいいし開くような計画を持つ覚悟はありますか。ちょっと。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 今年度もまだ調査するのですが、昨年度の目標というのが1.2kWを達成できずに、0.7kWの容量が最大であったことから、今年は1.2kW達成のための発電機の選定とかそういうような調査も、そういうことも阿南工業高等専門学校とも協議していかないといかんと思うんですけど。

また、この小水力のフェルトン方式は一般的に導水管で引っ張ってきてその水圧で水車を回すというような、この水を引っ張ってくるというのは那賀町の人にとったら飲料水とか農業用水とかでもう手慣れたものですから、かなり身近な施設と思いますので、またこの水力、今後の発電機の容量等が改善されてある程度の目安がいたら、地域の人たちって言うか那賀町の人たちにもこういう発電ができますよというようなことは、説明と言うかそのようなことを開催してもいいのじゃないかなと今私は思っております。

以上でございます。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 はい、今の課長の話では、いろいろ説明会みたいなものは開きたいというような。やはりこれ節電とか小水力に対しては、原発の事故もありましてこれ電力不足が大きく叫ばれておりますので、今後町としてもやはり徳島県一の小水力の適地といわれておりますので、早急に取り組むべき課題でないかと思っておりますので、町長、十分そこら、国民のために、日本のためにと思う気持ちで取り組んでいただきたいと思えます。

ちょっと町長の決意をちょっと。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 植北議員さんも先ほどおっしゃられましたように、那賀町は小水力発電の適地が県下一ということをいわれております。そういったことで、徳島県のエネルギー・・・何だっけ、ちょっと忘れたな、そこのセンター長さんも平成24年度中に一度全町を調査してみたいということはお聞きいたしております。是非その点についてはお願いをしたいということ、御依頼をいたしているところでございます。

そういうことで、いろいろな適地があればまたそういうところを活用していただきたいと思えますし、ただ、やはりあとその方ともお話ししたのですが、課題はまた、適地はあると思えますが、次の送電関係、そこらも含めてお願いいたしますということはお話をしております。

できる限り、町としても可能な限りそういったことについては、またできれば努力をしてまいりたいと思っております。

○植北英徳議員 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

○植北英徳議員 はい、町長の決意もよく分かりましたので、今後私たちも一生懸命応援をしたいと思えますので、今後の取組をよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○大澤夫左二議長 植北君の一般質問が終了しました。

ここで、少し時間がありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後01時00分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。次に5番目に新居敏弘君を指名し、発言を許可します。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 それでは、一般質問をさせていただきたいと思えます。

昨年の東北地方太平洋沖地震によりまして、福島原発事故によって今なお県民の16万人が放射能汚染から避難をされておられて、今ふるさとに帰れない状況となっております。そして、この間全国で54基ありました原子力発電所が次々と定期点検といったようなことで止まったまま、国民の原発に対する不安・放射能被害に対する不安とい

うことで再稼働に対しての反対の声ということがありまして、再稼働できないままということになっておりまして、この5月5日には全原発が停止した状態となっております。

今のところは原発が動いていなくても電力は足りているといったような状況でございます。そして、この電力の需要が増す夏場を前にいたしまして、先日、野田首相は福井県の大飯原発を再稼働させるといったことを表明いたしましたが、これは関西圏内の問題ではございますが、原発が止まったままでこの節電とかもいわれておりまして、関西地域では15%の節電をとというようなことをいわれております。反原発の立場の人からは、これは大分サバを読んでこういった数字になっておるといったようなことで、もっと低くてもいけるのではないかとといったようなこともいわれております。

とにかく、このまま原発が稼働することなしにこの夏の時期を過ぎてしまったのでは、原発を推進する側にとっては非常にこれは都合が悪いと、やはり原発があったからこの関西地区でもいけたのだといったようなことをしたいがために、私はこの再稼働といった問題が今出てきているのだろうというふうに思います。

野田首相は国民生活を守るためにとっておりますが、先ほども言いましたように、原発事故によってこれだけ多くの人々を危険にさらしたり生活を破壊しておきながら、まあよくも言えたものだと思えます。電力会社のもうけのためとか、原発利益共同体のためでないかと私は思います。

大阪市の橋下市長も最初は再稼働反対とっておりますが、結局再稼働容認に変わりましたが、やはり財界なりを断ち切らない限り、国民にそういった危険からの除去と言いますか、政治は変わらないといったように私は思います。

以上、申し上げさせていただきます。質問に入らせていただきます。

「町単活性化事業について」質問いたします。この町単活性化事業というのは、赤線道とか用水路、こういったものが壊れたときに、その地域で本来は管理をするものなんですけれども、こういったことに対して町が3割の補助を今はしておりますが、そういった事業でございますが、この間、過疎とかそれから農業の関係者も米づくりが赤字とか採算が取れないといったようなことで、もう田んぼも作らなくなっているといったような状況が広がってきておりまして、なかなかこの用水路とかそういった赤線道の維持修繕ができていけないというような状況となっております。

先日もそういったことで、赤線道が崩れて直したいが、なかなか個人負担が重くて直せないといったような要望もありましたのですけれども、そのへんの状況なり、また町として補助率の引上げといったようなことを是非お願いをしたいといったことで質問をいたします。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 町単活性化事業につきましては行革委員会等で内容等を検討いたしておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今御質問のありました町単活性化事業、那賀町になりまして各種事業への助成制度は、集会所や水道施設など人口が減って集落でなかなか維持もしづらくなった施設等もあります。ということで、その状況に対応してきめ細やかな見直しを行ってまいりました。

町単活性化事業につきましては、赤線それから青線・里道・農道・用水路等の補修等で材料費や人夫賃金の30%、直接工事費に当たるお金なんです、30%を地元で助成して地元で直していただくというような制度でございます。

この事業等の見直しにつきましては、平成22年度にも用水路の受益戸数を従来の3戸以上から2戸に引き下げました。それから単独の水道施設、水道施設は個人の水道施設は駄目だったのですが、平成22年度に見直しをして、集落によったらごく少ない集落で1戸の水道施設、1戸だけの水道施設もありますので、その実情に合わせまして単独の水道施設も助成の対象に含めるというような見直しを行ってきております。

御質問にありますような農道とか用水路につきましても、できるだけ受益戸数の少ない地域でも対象にして、この町単活性化事業の補助が使えるようにということで見直しを行ってきております。

補助率を上げるというような考えはないかという御質問でございますが、今まで毎年のようにそういう見直しも、地域の状況に応じて見直しも行ってきたので、今後につきましてはそういう、那賀町は広い地域でございますので、いろんな地域を見て行革委員会で検討をいたしたいと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 行革委員会のほうで検討をしていくといったような答弁で、是非負担が、例えば先ほども言いましたが、今までなら何人かその対象の関係者がおったのやけど、それがもうだんだんと辞めていってもう1人しかもう残っていないといったようなことで、そういったことがあちこちでこういった状況があるのではないかと、うふうに思います。このままそういったことをなかなか直せないからっていうので放っておいたのでは、生活の維持と言うのですか、農業にしても維持ができなくなってしまったような状況になるかと思っておりますので、是非今のうちならまだ小さい修繕で済むところが、これからどんどんと広がっていくというようなことにもなりますので、早いうちに手当ができるように、そういった状況・状況に合わせて補助率の引上げを是非お願いしたいと思っております。

また、再度答弁いただけましたらと思っております。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 補助率をすぐに上げるという話にはならないかと思うのですが、先ほど申しましたように人口減・過疎化が進んでおりますので、集落によたらほんまに数戸の集落もできてきておりますので、その実情に合わせてできるだけ、生活をするための必要な道とか施設につきましては、できるだけ実情に合わせた負担でいけるような形で協議・検討したいと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 よろしくお願いたします。これで終わります。

○大澤夫左二議長 新居君の一般質問が終了いたしました。

次に6番目に柏木岳君を指名し、発言を許可します。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、前々から申し上げておりますが、那賀町の人口維持政策の一番有効な手段は、大塚製菓の寮を建てることだと思っている私から質問させていただこうと思いますが、「上流救急隊の勤務形態に関して」であります。

上流消防署が4月から本格的に稼働をいたしまして、消防と申しましても救急隊のみなのですが、この救急隊をですね、ここにこぎ着けるまでに非常な苦労があったと思います。いろいろ特区制度を活用したりとかいうような試行錯誤の中でですね、生まれた産物だということで、非常に評価をしておるわけであります。上流の住民の方にはですね、今まで以上に心強い建物ができ、そして助けに来てくれる人がいるという安心感を持って暮らしていただけていることと思いますが、しかし、この上流消防署のですね、勤務形態に関して、もう少し有効活用ができるのではないかという点で質問をさせていただきます。

この、今まで、6月に入ったところまでですが、大体2日に1度程度の出動だというように聞いております。2日に1度ですね、2日に1度程度の出動というふうに聞いております。ということはですね、24時間でその1回の出動が大体平均的に2～3時間というようなことも伺っておりますので、それ以外の時間が消防隊員・救急隊員が何をしているかというようなことを聞きましたら、おおむね消防士の資格を取るための勉強をしている、若しくは体力づくりをしている、単に待機をしているというようなことであるということでございます。

この救急隊は非常に重要だという認識はもう間違いがないことではありますけれども、ここ数年間、行政改革をする上でですね、職員の数をかなり削減をしまいいりました。その行政改革の職員数の削減とここの部分がオーバーラップしていないというようなところ、どのように対策を立てていかれるのか。既に先日の新聞に載っておりましたが、「コスト削減を迫られる町は、各支所の宿直や平谷出張所の業務を行わせることも検討をしている」というふうに書かれております。

この人員の有効利用に関しまして、2点のポイントがございます。先ほどの人員削減による経費の圧縮という点と、この11人の人員はですね、おおむね5倍の競争率を勝ち上がってこの消防隊員・救急隊員、そして役場の職員ということになったわけですから、この方々は恐らく強い思いを持ってですね、職員になられたというふうに存じておりますが、その方々でもですね、やはり勤務形態によっては自分の実力を発揮しきれないとかですね、いうようなこともありまして、その財政面の圧縮以外に、この職員の資質の向上と言うか教育体系も十分なされていないのではないのかという点が2つの問題点だと思います。

今の、さきに申しました各支所の宿直や平谷出張所の業務を行わせるという2点の対策に関してはですね、各支所の宿直ということになりますと、1回の勤務形態が3人で行わなければならないという規定がある以上、各支所の宿直を行う人員はその3人以外の休暇中の人員を充てるということになるのだろうと思います。その点から申しますと、残業時間を使ってと言うか、また余分に経費を払わなければならないというようなことも考えられますし、その待機時間中の有効活用という点に関しては、この対策には

当てはまらないのではないかというふうに思います。

平谷出張所の業務を行わせるということに関しては、これは有効利用につながるというようなことは十分考えられますが、現在の平谷出張所を統合するという点において、人員の削減という観点から有効となされる考えだろうと思いますので、今後その平谷出張所の扱いをどういうふうにするかということまで踏み込んで計画を立てられているか、まず答弁をいただきたいと思います。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 上流救急隊につきましては、今柏木議員さんから話がありましたように、2日に1回のペースで出動をいたしております。4月は12件、5月は19件、6月に入りまして昨日の10日までで7件ということで、非常に丹生谷消防署と同等かそれ以上ぐらゐの出動件数になっております。本来、救急隊・消防職員は待機中も、これも仕事のうちでございまして、待機しておるから遊んでいるわけではないので、交代勤務で待機をいたしております。

それから出動を1回しますと平均2～3時間という場合が多いのですが、この前上那賀病院から徳島県立中央病院まで運ぶような事故もありまして、1回出動したら9時間ぐらい帰ってこれなかったような事例もございまして、そういうことで、どんな事態が起こるか分からないということで、今現在は隊員が頑張っただけに傷病された方を救急車で無事に運んでおります。

それと勤務につきましては本来救急業務ですので、当然それが主になって業務を行うわけですが、新聞記事にも出ましたように、今現在も既に行っておるのがごみ袋とかコンテナ等の販売、もし今平谷出張所長、支所から1名きていますが、その出張所長が帰った後とか不在のときには、救急隊員がごみ袋の販売それからコンテナ等の販売もいたしております。

今後につきましては、機械等の設備が整った段階で、上流3地域の宿直を廃止の方向で考えております。それで、救急隊で火災等の緊急放送も平谷の救急隊でできるような設備を設置して、そこから緊急放送も行うというようなことに持っていったらと思っております。

それから、1班3名で勤務いたしておりますので、3名が出動しますと救急隊が空になるわけですが、今地元の方から臨時で2人の方が交代で宿直それから日直勤務をしてもらっております。そういう形で、出ていった後、空にはならんような状態は今後も続けないとならないと思っておりますが、できるだけそこでできること、平谷の出張所・救急隊でできることは、できるだけ効率的にそこで行いたいと思っております。予定では10月を目標に、火災等の放送も平谷上流救急隊から放送できるように、そういうことで準備を進めております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、今の御答弁です、3地区の宿直を廃止ということが確認をできましたが、この点に関しましても少し課題があるような気がいたします。3地区の宿直を廃止するということを考えると、仮にほかの2地区に関して1人ずつ派遣をす

るということになるとですね、さっきの3名がバラバラになってしまうという点、その3人から出す場合はですね。また別に雇うということであれば、結局休暇中の者を引っ張り出してくるということから考えると、宿直の人員が一般職員であった方から救急隊員に変わるという点においては、救急隊の専門技術を持っているというようなことからすると、そこから各方面に出動していくという点に関しては一歩進んだことかとは思いますが、もう少し詰めが必要でないかと思います。

もう1点が、先ほど副町長の答弁をいただきました。9時間かかることもあるということではありますけれども、確かに私自身もですね、小松島市内で本町の救急車を確認をしたこともございます。しかしですね、ただその出動があるにせよですね、待機をしているという時間の、そのこれは業務という時間ではあるのだろうとは思いますが、一歩レベルを上げて考えると、無駄な時間ですね、仕分け作業とかレベルアップという点につながってくるのではないかと思います。

この救急隊員がですね、通常の消防署員ではない、役場の職員も兼任しているという点から考えてですね、1つの提案を差し上げたいと思うんですが、ほかの支所で270名ほどの方が事務をされていると思いますが、もしかするとこの消防署にですね、事務集中センター的なものを設置して、どの支所からでもできるような仕事に関してですね、一括でやっていくと、緊急性のないようなものからですね、やっていくというようなことで、各5支所から集めてそこで事務を集中的に進めていくと。それは待機時間中にやっていただいて構わないし、出動がまずは最大の彼らの任務であってですね、残った時間でそういったことをやっていただくということからすればですね、事務の軽減になると考えますけれども、この考えについてはいかがだと思いますでしょうか。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 まずはじめに、ちょっと勘違いをされているところがあると思まして、救急隊員を各支所に派遣するわけではないんです。

(柏木岳議員「ない。はい。」と呼ぶ。)

10月目標なんですが、宿直のみを今現在職員がやっているのをやめて、救急隊、平谷上流救急隊でもし火災等があったらそこへ皆連絡が来て、防災無線の緊急放送も平谷救急隊から、上流救急隊からするというので、3支所の宿直は廃止の方向で検討しているということ、救急隊員が各支所に職員に代わって派遣されるわけではありませので、はい。

それと集中的な事務なのですが、まずそれはなかなか難しいのではないかと思います。今言いましたようにできる範囲のこと、出動がまず、通報があって出動が仕事ですので、それまでの間できる仕事はしてもらおうと思っておりますが、事務の集中的なセンター的なものにしてという話はちょっとなかなかすぐには考え付かないような状況で、まずは本務をきっちり事故のないようにしてもらって、それで出張所内のできる仕事、その出動までの間できる仕事を隊員でも職員でもありますのでしてもらおうということは考えておりますが、3支所の事務を集中的にやると、そこまではまだ今は検討をいたしておりません。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ちょっとすみません。じゃあ、これ3地区の宿直を廃止する場合は、支所が空になる可能性があるということですか。

(稲澤弘一副町長「夜間はね。」と呼ぶ。)

夜間は空、ああそうですか。はい、分かりました。

ただですね、やはり私自身はですね、その待機時間をどうするかというようなことは、是非ともこれ踏み込んでいただきたいと思います。強い熱意を持ってですね、入った方もいらっしゃるし、恐らく面接をされたこちらのお2人はですね、十分その辺りの職員の方々の強い思いは認識をされているのだらうと思います。もしかしたら現場だけでとどまらないというような思いを持ってですね、その救急体制の上ですね、このまちづくりを何とかしていきたいというふうに考えて職員になられた方も多と思いますし、この救急隊の一番大きいポイントはですね、役場の職員である者が救急隊員であるという点が十分に活用できるようにですね、していただけたらと思っております。

続きまして、2つ目の質問に移りたいと思いますが、時間の関係上2番を後に回しまして、「公共事業における総合評価システムの再考について」お聞きをしたいと思えます。

平成22年9月に同じ質問を行いました。公共事業における総合評価システムを平成22年7月から導入しておりますが、この点に関しまして一昨年9月に質問をさせていただきました。この総合評価システムというのがですね、金額だけで決めないという点に関して、その点に関してはですね、評価できるものであるという展開をもとにしてですね、ただ、この今のシステム自体には制度に2つの問題点があるということでした。

その2つと申しますのは、旧町村単位をベースにしまして、その事業所の所在地を加点対象にするというものでございます。そういうことによってですね、町内ではあるけれども地区外の事業所が参入できにくいシステムになっておるという点でございます。もう1点が、施工実績が多い業者に仕事が偏りがちになるという点でございます。これは、施工実績の件数に応じて加点がされていくというようなことから、こういうことの弊害が起こってきております。

この2点をもとにしていくとですね、災害とか公共事業の多い地区に仕事が偏りがちであって、その地区にある事業所に仕事が集中するという点の問題点が挙げられました。この点に関しまして、副町長がですね、お答えいただいたのですが、一昨年9月には「問題があれば、また順次見直しを考えていく。」というような御返答だったかと思いますが、それ以降特に何か支障があるかどうか把握をされているのかお聞きをしたいと思えます。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 平成22年でそういう質問をいただきまして、総合的に考えて今の評価項目で問題点・課題があったら見直すことも考えないことはないという答弁をさせていただきました。それから後、本格導入後、現在総合評価方式で入札を行っておりますが、建設課等事業課にも、それから私のところにもそういうことで問題がある

というような話は届いておりませんので、今のこの総合評価方式で今現在平成24年度も入札を行うことにいたしております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ではですね、私のほうでそういった業者の方からの声を拾ってきた分を挙げさせていただくとですね、これもう具体的に地区名まで申し上げますが、やはりどうしても相生より奥の地区で仕事が多いことはもうこれは間違いないと、地形的なものから考えて確かでございますし、過去の実績もそういうようなことになっておりますが、その相生から奥の地区で仕事が集中した時期にですね、実質はその元請は仮に相生とすれば相生地区の業者が元請をするんですが、そこだけでは手に負えないんですね、やはり繁忙してますから。その手に負えない仕事を下請で驚敷地区に出しているという例が見受けられます。その元請・下請の関係は特に問題ではございませんが、実質的には下請の業者がその業務に当たっているということにもかかわらずですね、加点方式になっていないと。ずっと下請の業者は下請のままでしか元請できないような状況が続いておるといようなことで、御要望をいただきました。どうか考えていただけないかというようなことです。

この点に関しまして、もしかしたらこれちらっと聞かれているのじゃないかと思うんですけど、もし事前にそういった点を把握されておればですね、何かその点に関する対策を考えられておったかお聞きをしたいと思います。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 ただいまの御質問のお答えでございますが、まず下請で請ける場合と言いますか、それで加点をできるような方法というものを検討しているかというようなことでございますが、この総合評価方式というのが品質の確保というようなことで、品質を良くしていくというような中で、業者さんの対象になるっていうのはやはり元請さんのところの評価というもので、下請業者が対象になるというような制度にはなっておりませんので、その点は元請でやるというような制度でございます。

それで、今の仕事が集中するような場合と言いますか、それは当然、近年局地的に災害が起こっているような状況の中で、そういった場合もございます。それは町内の仕事を発注する上で地区割りというような制度を定めておまして、業者さんのほうにまずランク付けを行っております。それでランクによりまして、金額によりましてそのランクの業者を指名しているというような状況でありまして、一番金額的にそれ以下の、100万円以下になるんですが、その場合は各旧の地域の業者さんのほうに指名するというようなことでやっております。

それで、それからランク付けがございまして、それによって金額に応じたランクの業者が入っていくというようなことでございまして、今言われたように地域、そこに入れないというような状況の制度では、この総合評価システム自体はそういう制度とは別の話になってまいります。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○**柏木岳議員** ちょっと、ただですね、これも、ですからこれ平川課長からいただいたんですよ、僕、この「企業実績の評価システムに関して」。でも、この点数をもとにしてやると、どうしたってそこにある地区の事業者が有利になってしまうんですよ、どう考えたって。

さきですね、5日の本会議のときにも可決した事案に関しても、取っていた業者さんではないんですが、2番手と3番手っていうのはですね、金額だけで比べると3番手のほうが金額が安かった事例もあったんです。ただ、地域性とかいう部分で逆転されているということなんですね。地域性にはある程度一定のそういう理屈付けがあるのかもしれないですけども、実際にその施工に当たっている下請の業者がやっているにもかかわらず、元請の業者にしか加点がされないというような事実が出てきていることに関してですね、どう理屈付けることになるのかという点なんです。理解ができないということなんですね。

それで、そういうようなやり方をずっと通していったいいのかどうかと。多分これ業者の方からしたら余り理解できないと思うんですよ。ということ先ほど聞いたかったんですよ。ちょっとこれ2回目と思ってほしいんですけど。

○**平川恒建設課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 平川建設課長。

(坂口博文町長、何事か呼ぶ。)

○**平川恒建設課長** 今言われた地域性のことに関しましてですが、総合評価の加算点というものがございまして、それで地域性の分はその入札説明の中では10点ということになっておりまして、それを10分の1にしますので1点。金額的に申しますと100分の1というようなことで、例えば10百万円の工事にしましたら100千円というようなことになってまいります。地域性としましてはそういう見方で、それで加点するという理由でございしますが、やはりその地域に精通しておるというようなことで、地域に精通しているということはそれだけ品質の高い工事ができると、例えばその状況とかそういうような把握をしていますので、スムーズに工事がやれるというようなことで加算をしているということでございます。

それで、今下請のことを申されましたが、下請の制度というものは建設業法上ございまして、元請が取って、それに下請のものが加算されないというようなことは、それは制度上、何と言うんですか、加算するような制度に下請の場合は乗ってきませんので、ということでございます。

ちょっと……。

○**大澤夫左二議長** 休憩ですか。

○**平川恒建設課長** はい。

○**大澤夫左二議長** 小休します。

午後01時37分 休憩

午後01時40分 再開

○**大澤夫左二議長** 会議を再開します。

(福永泰明議員「ちょっと議長な、これ、テレビ入っておるんよ。CATVで流れよるんよ。おかしかったり分からなんだでは、そんなのはあかんじ

え。やっぱりきちっと説明する者は説明するし、質問も質問で聞いて。間違えたことの情報も、生で流れてしまつたら後で修正できんのじゃ。そのへん、もっとちゃんとかちつとやつてだ。分かる人が答弁したらどうで。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 それで、答弁者が代わると思います。

(何事か呼ぶ者多し)

(福永泰明議員「(聴取不能)もし答えが間違つておるのだったら困るし、そこらはきちんとしてくださいよ、それ。これようけ聞きよるけんな、皆。特に土建屋さんに頼まれて質問しておるのだったら・・・。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 はい、休憩します。

午後01時41分 休憩

午後01時42分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開します。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 御質問でございますが、平成22年度試行の段階から平成23年度本格実施の間にも、一番はもう、基本はもう金額で入札は決まっております、総合評価方式で点数も入れておりますが、地域性と実績等で入札の落札が逆転したということは1件もございません。飽くまで金額の差がやはり一番大きいということで、点数につきましては補助的な評価方式でございますので、それが逆転して地域性・実績の点数によって落札者が変わったということはございません。全て今までは金額で低いところが落札をいたしております。

それで、今後につきましては、県下の状況等見ながら、それから那賀町内の地域の状況、平成22年の答弁と同じになるのですが、課題等ございましたら、また工事の審査委員会で検討いたしたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、今現在では建設課等それから私のところにもそういう課題等は届いておりませんので、もし届いたようなことがございましたら委員会のほうでまた検討をいたしたいと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、先ほどのちょっと小休前のことで非常に分かりにくいようなことになってしまいましたので、私が申し上げたかったことを議場にいらっしゃる方にだけでもお伝えをするとですね、この提案議案説明資料の13-6の議案47号を見ていただきたいんですけども、入札で落札したところは確かに金額どおりで落札はできておるのですが、順位が2番目と3番目のところがですね、金額が安いけれども3番手に落ちているというところがあったということなんですね。これが1位のところがたまたまこれが出たからよかったものの、こういう2位が1位に繰り上がるというようなことだつて考えられたのでないかということがお伝えしたかったわけでございます。

ただ、先ほどの問題点、その元請がですね、下請に出してしまうということに関して、別にその元請・下請の関係はおかしいという話ではないんですけれども、下請が実際仕事をしているのに加点をされない状況を今後ですね、問題点として、もう僕もこれ、今この点に関して質問が3回目になりますから、その検討委員会でですね、挙げていただきたい。これは、もしどこそこの方からの話があるというようなことであればですね、分からないということであれば後で申し上げますので、そういうことは議題として挙げていただきたいと思います。そうしないと、2年前に質問してそのままの状況でずっと続いていってしまうおそれがございますので、1歩進めていただく意味でですね、検討委員会の課題に挙げていただけたらと思います。

続きまして、3問目なんですけれども、まず4番をさきにいきますが、現在鷺敷地区内にはですね、鷺敷交流センターがこの隣にございます。そして阿井交流センターもございます。ここ1～2年のうちに公有財産がかなり増えまして、住民の方々が利用しやすい環境が整っております。

3年前に私がかかなり粘り強く質問をさせていただいた件でですね、この中央公民館もかなり利用頻度が高いというようなことで、この隣の交流センターを立てるとというような話の答弁があったと思うんですけれども、先日、中央公民館とその近くでございます鷺敷の健康センターの利用状況を取り寄せてみました。それを確認するとですね、中央公民館は確かにそこそこ使用されております。大体1年間で4,000人程度使用されております。

ただ、部屋の数から考えると、もう少し余裕もあるのではないかなというふうなことも思います。というのは、人数ではなくて、結局その1団体として何人で利用するかということがございますから、その時間を占有する回数というのは、その人数ではなくて団体で計算すべきということから考えますと、もう少し中央公民館のほうも余裕はあるのではないかと思いますし、更に、健康センターのですね、利用状況を見てみますと、おおむね1か月に5回というようなことです。1か月に5回ということは週1回程度、それも大体2時間程度でございます。現状、阿井は除きましてもですね、鷺敷地区に中央公民館そしてこの交流センターとございまして、健康センターがですね、第3の施設というような捉え方になるのだらうと思いますけれども、そういった施設のですね、空きスペースを是非別の方法で活用いただきたいというのが3点目の趣旨でございます。

昨年ですね、県のほうは、公有財産の有効活用に伴って庁舎の空きスペースを民間事業所にですね、貸出しをしていこうという取組を行っておりまして、吉野川庁舎で1件と阿南庁舎で1件、運転室だったところが使わなくなったから、どこか民間事業所に貸出しをして払下げをしていこうというようなことの取組を始めております。その貸出先はですね、社会貢献活動をされているところが一番いいんですけれども、民間事業所に貸出ししているというようなところもございます。更に、そういった制度を使うことによってですね、空いているスペースでお金を生み出すという点から申しまして、財政のですね、穴埋めにも多少はつながるといような観点からそういったことを考えられております。

健康センターに関しましてはですね、民間事業者から1件問い合わせがあったと聞

いておりますので、そこの事業所もですね、NPO法人ということで町が貸出しを進めていってもですね、特に問題はないのではないかと思いますし、この健康センターに関しては部屋数が1つじゃございません。複数の部屋数がございます、他者が使用しておってもですね、どこかが事業所として1部屋を借りていただくことは十分可能かと思えます。その安く借りていただく見返りにですね、何か草取り作業をしていただくとか便所の掃除を受け持っていていただくとか、役場の職員がしなければならない業務をですね、請け負っていただくというようなやり方をもってですね、どんどん払下げをしていただくべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○大下雅子住民課長 議長。

○大澤夫左二議長 大下住民課長。

○大下雅子住民課長 公有財産の効果的利用についてという柏木議員さんの質問でございます。特に鶯敷健康センターの利用についてということでございますが、鶯敷健康センターにつきましては、昨年3月議会におきまして条例の制定について御説明させていただいております。

もう一度簡単に御説明をいたしますと、鶯敷母子健康センターは旧鶯敷町時代に昭和41年に建設されまして、助産・健康指導等で利用されてきましたが、時代と共に助産施設の利用者は減り、10年もたない昭和49年に助産施設は閉鎖されて、以後は保健師による母子や乳児の相談事業を行っておりました。平成12年からは、介護保険開始に伴いまして、一般の方や老人の方の健康相談や健康指導などに使われております。合併して後は、平成19年度から段階的に相生保健センターのほうに保健業務や保健師も集約されましたので、鶯敷地区における健康指導部門の機能は果たしてありませんでした。

地元、町地区には集会所もなくなったということから、住民の方から施設を利用してほしいとの声が上がりました、また書道教室等で利用できないかというようなお声もありまして、地域の住民の学習活動それから研修活動、福祉、それから各種団体、老人会や婦人会、ボランティアグループなどの活動等に対象を広げまして、幅広く多機能的に利用できるよう、適化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第22条に基づきまして施設の転用申請を昨年2月に県を通じて四国厚生支局に申請いたしまして、許可をいただいております。

それに伴いまして、昨年3月議会に「母子健康センター条例」を廃止いたしまして、「鶯敷健康センター条例」として提出して、以後運用しております。名称だけに関しましては、地元の方に健康センターということで親しまれておりましたので、そのまま継続使用させていただいております。老朽化した施設におきましても雨漏り等が見られたのですけれども、それにつきましても屋根の改修工事等で対処しております。

新しく制定いたしました条例と規則の範囲で運営をいたしまして、議員がおっしゃられたように、平成23年度は年間で約80件の利用回数で800人の方に利用いただいておりますので、町内のほかの施設と比べましてそう利用者が少ないとは私的には思っておりません。

それから、利用料につきましても、他の公共施設料金を勘案いたしまして設定しております。どなたにも御利用いただけるように範囲を広げておりますけれども、現在は

1室を継続的に占有したまま荷物などを置いたまま使用されるといいますのは、管理面のほうからも問題があると思われまますので、御遠慮いただいております。事業者さんからの申請に関しましては、個々の事業内容等精査いたしまして対応していきたいと考えております。なるべく多くの方に有効活用をしていただけたらなと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○**柏木岳議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 柏木君。

○**柏木岳議員** はい、ただ、今の答弁をお聞きしましてもですね、よその施設は私のほうも確認はしておりませんが、月の利用回数が5回というのが5月・6月・7月・11月・12月、6回がふた月とか、もう非常にそこ単体で考えると少ないと思うんですね。それもこんな1日中使用しているというわけでもないのだろうと思いますし、それが何部屋かあるというような状況から考えてですね、十分に同時に使用というのは可能だろうと思います。仮に月に10千円とか20千円とかその管理料も入るわけですし、管理面の問題から申しましてもですね、県のやり方を見ればですね、若干改築を要するんです。改築とまではいかないですけども、セキュリティの問題でオートロック部分を1個増やしたとか、暗証番号を1個増やしたとかいうぐらいの程度でですね、済むんです。出入口を別にするとかいうようなやり方でですね、対応は十分できるのでないかと思えます。

だから、この月5回程度借りていただいている方にもですね、十分理解はいただけるのではないかと思いますし、実は今八幡原地区でですね、1つ物産センターだったところがですね、どなたも使われてはいないということで、非常に安い金額で民間事業者の方に借りていただいているという例もございます。その施設は隣のトイレの掃除をしていただくというような条件を付けて、役場の管理コストも減らしながらしていただくということで進めていっている例がもう8年ぐらいになると思います。十分この健康センターもやっていけるのでないかと思えますので、この点に関しましてですね、効率的な運用と民間事業者のですね、利活用の問題と2つ含めてですね、強く要望をしておきます。

続きまして、4つ目の質問ですけども、先日、出納検査における監査報告書が届きましたが、この件に関しましてはですね、毎議会配っていただいておりますけれども、この内容を確認いたしますと、余り改善されていないというのが全体の率直な感想でございます。もしかしたら個別の事例・事例に関しては次の機会には改善がされておって、また新たな問題点がどんどん出てきているからそのように見えるだけかもしれないけれども、どの点が非常に改善しにくい点と確認されているのか、まずはお聞きをしたいと思えます。

○**峯田繁廣総務課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** 柏木議員さんの「出納検査における指摘事項の改善について」ということで、監査委員さんにおかれましては、毎月財務規則にのっとった会計事務ができていくかどうかの視点から、例月現金出納検査をしていただいております。また、事前には町の監査補助職員により事前調査を行うなどして、本当にきめの細かい

監査をしていただいております。

さて、こうした監査結果をどう事務に反映して改善していくのか、いきにくい点はあるのかという質問でございますが、こういう監査の結果、監査報告書というのが監査の
ところから上がってまいります。この監査報告書につきましては、毎月の管理職会など
において各課長に監査結果報告を周知し、それぞれ指摘された各担当課の事務の改善・
指導・監督をお願いするとともに、事務処理上実情と合わない、なかなか指摘どおりの
こと、財務規則どおりのことをするのにはかなり労力が要るとか、もう少し現実的になら
ないかと、そういう課題につきましては、逆に例規改正が必要な場合には、行革委員会
とかの協議に諮りまして必要な改正を進めてまいっております。また、指摘に対応する
形で各種の事務処理マニュアルなども作成して、職員に周知徹底を図っています。

今年2月、平成23年度になるんですけれども、2月には代表監査委員さんとか県
に出向中の職員に講師を依頼いたしまして、債権管理であるとか会計事務であるとか、
非常に職員として知っておかなければならないけれどもなかなか学習の機会のないもの
について職員研修を行っております。こうした効果もあってか、最近の指摘については
致命的な誤りというものはないのですが、やはり財務会計上の事務処理的なミスに対す
る指摘が毎月されております。

多く指摘されるのは、支払事務の遅延、遅れとか、添付書類が不備であるとか、伝票
等の記載に不備があるとか、支払科目、どの科目でこのものを支払うかっていうのが課
ごとにちょっと不統一されていたりと、そういうこともあります。なので、今年度当初
には各職員に対して、こうした細かい誤りを低減すべく、総務課長と出納室長の連名で
改めて当面の指摘に対する対応について通知を行いました。

毎月の伝票発行枚数も非常に多く、また決裁する担当課長も非常に多忙な中で、1個
1個チェックして全て見逃さず職員に指摘するってところが非常に難しいところが
あって、ここを直せばまたここでミスが見つかるみたいなところで完全にならないって
いうのが、どこにこれの難しさがあるかと言われたらそういうところにあるかと思いま
す。

とはいえ、指摘された事項は少しでも直していかないといかんということで、どうい
うことを考えているかと申しますと、職員には地方自治法、それからそれをはじめとす
る関連法令、また町の各種例規・条例、特に財務規則を熟知させるとともに、事務に細
心の注意を払って今後監査委員からの指摘を少しでも減らせるようにしていきたいと思
っています。

以上でございます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、事務的なミスはですね、これはもう「0」になるというのは非常
に難しいことだと思いますけれども、まず大前提として私が申し上げておきたいのは、
この那賀町はもう5年前に不正が起こった町でございます。その観点からしてです
ね、他町以上に徹底してやらなければならないということはもう間違いない、もうそ
れは確かでございます。

その事務的な点以上にですね、今回の定期監査報告書で挙げられております未収金

の部分でございますが、平成22年度の未収金は83百万円余りということで、対前年は8百万円程度減少はしておりますけれども、ほとんど不能欠損であるという監査報告が上がっております。この点に関してですね、その回収をする努力が足りないのではないかという点の指摘なんです。

こういった点に関しましてはですね、私も国民健康保険運営協議会の中でも度重ねて指摘をさせていただきましたけれども、どういった方法で督促をかけておるのか。過去にはですね、その不正が起こったときの職員に対する綱紀粛正という意味合いで、職員3名が1チームを組んでですね、各お宅に伺ってお願いをして回ったというような対策も取られておったわけですが、やはりしばらくたつとこういうようなことになってくるということでございますが、こういった点に関しましてですね、更に踏み込んで対応をしていただきたいと思います。ただ、5題目の質問が本題でございましたので、お願いということにしてこの質問は終わりたいと思いますけれども。

さて、本題のもんてこい丹生谷の事業でございますが、この事業はですね、今年で4年目を迎えます。この事業に関しまして、町民の方から賛否両論あることは十分承知をしておるわけでございますけれども、この事業は田中議員が12月に質問をされて課長がお答えになったということから、保健師の方からの提案があってですね、保健師の方が地域を回っておってですね、高齢者世帯が非常に多い、帰ってきてほしい息子たちも帰ってきてくれないということに対する対策からですね、何とか声を出して、ちょっとでもいいから帰ってきてほしいということをお願いを上げていってみたいところから始まったとお聞きをいたしました。

本年度4年目を迎えますけれども、この効果を、これは担当課長は企画情報課と申しますけれども、企画情報課のほうではですね、数値的な把握をされておるのかどうかですね。この何年間かで何人の人がこれをきっかけに帰ってこられたかどうかとか、それに関して何か成果が挙げられたかですね、というようなことを把握されているかどうかお聞きをしたいと思います。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。時間が迫っておりますから。

○岡川雅裕企画情報課長 はい、今回の御質問があったその効果については、大まかな形の中での把握ということでございます。ですから、もんてこいの会場に来ていただいて実際にそれに携わっていただいた方が、那賀町に帰ってこられた方は数名おられるという形の中で、大まかに理解はしております。

それと、昨年からはじめましたお土産セットにしても、それを皆さんに買っていただくという形の中でどれぐらい買っていただいたとかいうふうな形の理解はしておりますが、事細かにこれをきっかけに全てのことをこれがこれ、これってという形の中までは現在把握もしておりませんが、飽くまで皆さんの心の中に響いていって、那賀町のこのもんてこいっていう事業自身がそれぞれがまちづくりをしていく上でのきっかけ、考えるきっかけになっていただけるという形の中で取り組んでいっております、今のところ。

それと、昨年答弁したのですが、一番の反省点として、地域に対して理解が非常にされにくいところがあると、その部分について反省をしましょうという形の中で、それと

もう1点、今まで出ていっている人、那賀町から出て行っている人、それが都会で生活基盤を作って実際に生活している人たちに帰ってこいっていうのはなかなか難しいなという2つの点から考えて、小学生・中学生・高校生辺りに対して、これから那賀町を巣立っていく人たちに向けて「那賀町っていうところはこういうところであって、こういう問題を抱えておって、それで今もってこいっていうこういう事業を実施しているんだよ」という形の中で、子どもたちに意識付けをしていただいて、今後就職の選択の中で自分たちもいつかここで暮らして生活していこうというふうな意識付けをしたいという形の中で、昨年木沢のオープンスクールと木頭の文化祭でミュージカルを実施させていただきました。これからもそういう小学生・中学生・高校生に関しては機会を設けていただけのように、それぞれの校長さんに働きかけをしているところでございます。

詳しい結果が、それなりの結果が出てくるというのはまだまださきのことではあると思いますが、その点は長い目で見て御理解をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、私はこの事業に関しましては、長い目でなくても短い目で見ても非常に理解をしております。ただ、この事業に関するですね、企画情報課のちょっと関わりが少し薄いと、主導権をもう少し取ってほしいという点なんです。この事業はですね、広報活動であって、更にはですね、教育政策であってですね、更には人口維持政策でございます。この町でですね、どんどん箱物を作るというようなこと以上にですね、やはり都会にないハートフルなまちづくりを行うということにつながるものなのでございます。

というのはですね、この事業の落としどころというのは、これはただ単にその都会に出ていった人に戻ってきてほしいというだけではなくてですね、最終的には、極論を言えばもうそれが目標じゃないんです。最終的にはその地域の子どもたちにもってこいというようなことをですね、町外の人に向かって呼び掛けてもらうことによってですね、その子どもたちがこの町に対する愛着とかですね、この町を守っていかなければいけない責任感とか、もしかしたら都会に出て行ってパイロットとかどこか大会社の社長になりたかったけれども、この町を支えていくところに喜びを見いだすとか、そういったことを感じていただくための最大の目的でないかと思っております。

その点から関しまして、少し企画情報課とか教育委員会とかですね、更には政治的な情熱の部分が十分伝わっていないのではないかという点が感じられまして、この質問をさせていただきました。聞くところによると、教育長はまだ過去3回の事業に関して1度も出席をされていないということでございましたので、1度これは出席をしていただきましてですね、出席をしていただくだけではなくて、この事業に参画をしていただくように各小学校に呼び掛けていただき、先ほど企画情報課長が言われたようにですね、木沢・木頭で子どもたちを交えてですね、地域の方々も含めてもってこいのミュージカルをやったりとかいう活動もしております。地域づくりの一環として公民館活動も含めてやっていただいてですね、地域の信頼を得て、更に広がりを持った活動にさせていただくようにですね、広げていっていただきたいと思います。

ちなみにですね、私事なんですけど、きょうだい2人おりますけれども、2009年にはうちの弟が東京のもんてこいの活動に参加をいたしまして、翌年に帰ってきました。妹がですね、2011年の大阪の活動に参加しまして、実はその3か月後に戻ってきました。そのもんてこいの活動が完全な理由ではないにしてもですね、一つ心に響いたことは間違いないということなんです。特に妹のほうはそうだったんです。

ですから、きっかけがどうであれですね、そういうことが心に響いてですね、私がお阪に行ったときにも、参加されておった職員の方とか那賀町内の方だけではなくて、視察に来られていた大阪の職員の方もですね、涙を流して泣いていると。そして、1回那賀町に行ってみたいと思うようなことを言葉に出して言っていたんです。そういった言葉を聞かれた田中議員がこの前質問されたわけなのでございます。

議員の方々も十分な御理解がなかった部分もあったかと思えますけれども、一度行っていただいた方は、田中議員のように積極的な意見を言っていたかという方もいらっしゃると思います。是非ですね、企画情報課のもう少しイニシアティブを取っていただきたいということと、教育長が教育委員会もろとも関わっていただきたいということと、町長がもう少しリーダーシップを持って情熱を出して、スピリッツを持って先頭に立ってやっていただきたいということをお願いを強く申し上げまして、質問とさせていただきます。

○大澤夫左二議長 柏木岳君の質問が終わりました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。6月12日から19日は、議案調査並びに休祭日のため休会にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、そのように決定いたしました。

6月20日、再開いたします。

本日はこれをもって散会とします。御苦労さまでした。

午後02時11分 散会

平成24年6月那賀町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年6月20日（水）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	烝原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 1名

13番 東谷 久男

欠 員 なし

会議録署名議員

12番 福永 泰明 14番 新居 敏弘

議会事務局

局長 福多 士郎 14番 新居 敏弘

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託 センター準備室長	山本 賢明

議事日程

日程第1

- 議案第34号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第35号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第36号 那賀町地域活性化・公共投資基金条例の廃止について
- 議案第37号 那賀町税条例の一部改正について
- 議案第38号 那賀町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第39号 那賀町印鑑条例の一部改正について
- 議案第40号 那賀町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 議案第41号 那賀町木沢森林総合利用施設「ファガスの森高城」の指定管理者の指定について
- 議案第42号 那賀町特産物展示即売所（山の家「奥槍戸」）の指定管理者の指定について
- 議案第43号 平成24年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第44号 平成24年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第45号 平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第2

- 発議第4号 野生有害鳥獣被害防止対策に関する意見書について
- 発議第5号 外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書について

日程第3 議員派遣について

日程第4 閉会中の継続調査について（議会運営委員会並びに各常任委員会）

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。

会議を開く前に、既に御存じのことと思いますが、元議会議長でありました白木良幸氏が6月13日に御逝去されました。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、ここに改めて哀悼の意を表します。白木良幸君の御冥福を祈り、黙とうを捧げたいと思います。皆様、御起立ください。

黙とう。

〔出席者全員起立、黙とう〕

○大澤夫左二議長 黙とう直れ。

御着席ください。ありがとうございました。

〔出席者全員着席〕

○大澤夫左二議長 これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告いたします。東谷君から本会議に欠席したいとの申出がありましたので、御報告いたします。報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、議案第34号「徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」から、議案第45号「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」までの12議案と、陳情第4号「外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書決議の陳情書について」を議題といたします。

本件については、去る6月5日本会議において各常任委員会に付託され、審査が行われた事件であります。以上の13件に関し、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 吉田君。

○吉田行雄総務文教常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、登壇〕

○吉田行雄総務文教常任委員長 おはようございます。総務文教常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る6月15日に開催し、定例会において付託されました議案第34号「徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」から、議案第45号「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」までの8議案と、陳情第4号「外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書決議の陳情書」について審議いたしました。

まず、議案第40号「那賀町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」、委員より「出張所がなくなるということは、地域にとっては大変なことである。郵便局にその代替事務をしてもらうということだが、見守りもしていただけるのか。」との質疑に対し、理事者側より「見守りについては、65歳以上で体が不自由な方又は交通弱者の方が対象となっている。相談ごとなど住民の悩みをお聞きし、町に文書で報告していただけることになっている。費用については1人1件1,000円だが、国・県、介

護保険からも補助があるため、町費負担は200円程度となる見込みであり、今後郵便局とも詳細について十分協議し、必要な予算については9月補正で対応したい。」との答弁がありました。

次に、議案第43号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について（所管分）」、委員から「救急対策費にある上流支署改修工事で新たに台所を計画しているようだが、当施設の2階には立派な調理室があり、必要性に疑問がある。」との意見に対し、理事者側より「救急隊員は24時間勤務で3食ほど調理する必要がある、ある程度占用して使用することになるので、住民の利用に支障があってはいけないと考える。また、同じフロアに社会福祉協議会もあり、共有して使いたいと考えている。」と答弁がありました。

木頭地区の県有地買上げについて、委員から「職員寮も購入する計画であるが、利用目的はあるのか。」との質疑があり、理事者側より「土地については現在もゲートボール場として利用させてもらっている。職員寮についても地元からの要望もあるが、木頭ユズをベースとした料理教室を開催したり、地元の生活改善グループへの貸出しや、木頭杉一本乗りの講習時の滞在施設として利用価値があると考えている。また、高校生の部活・合宿等にも活用したい。」と答弁がありました。

他の議案についても、理事者側の説明に対し理解できるものとし、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情第4号については採択することに決定いたしました。

以上、審査の概要を申し上げ、総務文教常任委員長報告といたします。

以上でございます。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、産業建設常任委員長 久川君。

○久川治次郎産業建設常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、登壇〕

○久川治次郎産業建設常任委員長 続きまして、産業建設常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る6月13日に開催し、定例会において付託されました議案第41号「那賀町木沢森林総合利用施設『ファガスの森高城』の指定管理者の指定について」から、議案第44号「平成24年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」までの4議案について審議をいたしました。

その結果、付託議案につきましては、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしております。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第41号「那賀町木沢森林総合利用施設『ファガスの森高城』の指定管理者の指定について」、委員から「募集した結果2社から応募があったようだが、2社とも町内業者なのか。また選定方法についてはどのようにしたのか。」との質疑に対し、「応募があった2社につきましては町内業者で、選定に当たりましては行政改革委員会

で審議し、決定した。」との答弁がありました。

次に、議案第42号「那賀町特産物展示即売所（山の家「奥槍戸」）の指定管理者の指定について」、委員から「この施設は経営面で非常に厳しい面がある。十分な協議が必要でないのか。」との質疑に対し、理事者側より「当施設は、不採算施設としてこれまでも経常的な経費につきましては補助をしている。今後においても経営計画の見直しも行うが、ある程度は経常的な経費を補っていかないと経営は難しいものと考えられる。」と答弁がありました。

次に、議案第43号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について（所管分）」、委員から、先駆的木造公共施設整備事業により計画されております沢谷公衆トイレの必要性和工事額につきまして質疑がありました。理事者側より「現在のトイレは25年が経過し、老朽化している。立地場所も裏山が急傾斜で落石が多く、豪雨時には裏山から水が度々浸水している。当場所の近くには大轟の滝があり、新緑や紅葉シーズンには交通整理が必要なほど観光客が多く見え、四季美谷温泉への誘導にも欠かせないポイントでもある。また、工事費につきましては、トイレ本体の工事費だけでなく、敷地の造成や水道水の引き込み、転落防止柵や看板等の設備費も含めた予算であり、トイレ本体では9百万円程度と考えている。」との答弁がありました。

下ノ内地区住宅等移転対策事業における窪田地区宅地造成工事について、委員から造成計画の内容について説明を求めたところ、理事者側より「農協の前の駐車場から取り合い道路として造成地の真ん中を通し、高さは町道窪田線横の田んぼの高さに合わせる予定で、造成面積は3,100㎡、そのうち道路が600㎡程度ある、そういう計画である。また、現在の進捗状況につきましては、用地の立会が大体終わり、今後詳細測量を行い物件の補償等も調査し、それが終わり次第、金額を提示して用地交渉に入りたい。」という説明がありました。委員からは「急を要するものであるが、慎重に進めてほしい。」との要望もありました。

また、委員から「作業道や林道の開設は、那賀町の林業を活性化していく上で最重要課題であると思うが、今後どのように進めていくのか。」との質疑に対し、理事者側より「今後の施業地の集約においても、林道や作業道の開設が関連づけられてくる。できるだけそういった形を作りながら団地化を図りたい。」との答弁がありました。

他の議案につきましても、理事者側の説明に対し理解できるものとして、可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げます、産業建設常任委員長報告といたします。

以上です。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、厚生常任副委員長 新居君。

○新居敏弘厚生常任副委員長 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘厚生常任副委員長、登壇〕

○新居敏弘厚生常任副委員長 厚生常任委員長報告を行います。

本委員会は去る6月12日に開催し、定例会において付託されました議案第35号「徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」と、議案第43号「平成24年

度那賀町一般会計補正予算（第1号）について（所管分）」の2件について審議いたしました。

その結果、付託議案について、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

議案第43号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について（所管分）」であります。本件について、委員より「循環型社会形成推進地域計画の内容と、処理施設の場所を特定して策定されているのか。」との質疑に対し、理事者側より「この計画は、今後将来的に那賀町が行うゴミの基本的な処理計画を定めるものであり、候補地についてはある程度場所を絞って策定することになるが、変更することも可能である。」と答弁がありました。委員からは「現在の候補地が最適と思うので、環境問題や立地条件など課題も多いが、全力を傾注して慎重に対応してほしい。」と要望がありました。

次に、委員から「桜谷保育園の改修について、現在の保育園の跡地はどのように活用されるのか。」との質疑があり、理事者側からは「取壊しを行った後、園児が利用する園庭に使用したいと要望を聞いているが、最終的には取壊しを行ってから判断したい。」と答弁がありました。

次に、委員から医療対策費の保育サポート事業の内容について質疑があり、理事者側より「医師確保のため、育児が必要な医師に対するサポート事業で、現在自治医大では女性の医師が増えていることもあり、今後も本町に育児が必要な医師が赴任されることも考えられる。3月に医師が確定し、5時以降の仕事を終えるまでの間保育が必要な医師が赴任されたので、今回補正をお願いするものである。」との答弁がありました。委員からは「そういった医師が安心して業務に従事できる環境づくりが大事であるので、今後も積極的にサポートをお願いしたい。」と要望がありました。

付託されました2議案とも、理事者側の説明に対し理解できるものとして、可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げ、厚生常任委員長報告といたします。

以上です。

〔新居敏弘厚生常任副委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより、議案第34号から陳情第4号までの13件についての討論を行います。

発言ありますか。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 私は、議案第37号の「那賀町税条例の一部改正について」に反対の立場で討論を行います。

これは、国の地方税法の改正に伴うものでございますが、この中でいわゆる震災復興

のためとして、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人町民税均等割の3,000円に500円上乗せをするもので、県民税の500円上乗せと合わせて1人1,000円の負担増、10年間で10,000円の負担増となるものでございます。税金は能力に応じて負担するという「応能負担」が基本であり、復興のためとはいえこういった低所得者にも一律に負担させるというやり方はどうかと思います。また、住民税の増税は被災者にもかかり、復興の妨げになるのではないかと思います。

国は、震災復興のためといって25年間にわたる所得税の2.4%上乗せや、10年間の住民税の上乗せで8.8兆円の増税をするわけですが、一方で内部留保、今現在266兆円といわれておりますが、この内部留保を増やし続けている大企業には法人税の5%の引下げを行うというもので、結局みんなから集めた税金が法人税減税に消えてしまうということで、復興財源は1円も残らないというものでございます。

復興財源というなら、ハッ場ダムなどの無駄な公共事業をやめることや、法人税5%減税や本来20%を10%に軽減している証券優遇税制の延長をやめること、米軍への思いやり予算やいまだに手を付けようとしない毎年320億円もの政党助成金の廃止などをすれば、庶民増税をしなくても15年間で25兆円を超える財源が確保できるという試算もありますが、こういったことこそ行うべきだと思います。

以上申し上げまして、議案第37号「那賀町税条例の一部改正について」に反対の討論といたします。よろしく申し上げます。

○大澤夫左二議長 これに対する発言、ありますか。

○大澤夫左二議長 これで討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

まず、議案第34号「徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号「徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号「那賀町地域活性化・公共投資基金条例の廃止について」採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号「那賀町税条例の一部改正について」採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号「那賀町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号「那賀町印鑑条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号「那賀町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号「那賀町木沢森林総合利用施設『ファガスの森高城』の指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号「那賀町特産物展示即売所（山の家「奥槍戸」）の指定管理者の指定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について」採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号「平成24年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号「平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号「外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書決議の陳情書について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、陳情第4号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第2、発議第4号「野生有害鳥獣被害防止対策に関する意見書」と、発議第5号「外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書」の2件について議題とします。

まず最初に、発議第4号「野生有害鳥獣被害防止対策に関する意見書について」議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中久保君。

〔田中久保議員、登壇〕

○田中久保議員 野生有害鳥獣被害防止対策に関する意見書について。上記議案を別紙

のとおり那賀町議会会議規則（平成17年那賀町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

「野生有害鳥獣被害防止対策に関する意見書（案）。本町のような中山間地域においては、野生有害鳥獣による農林業への被害が深刻化し、様々な被害防止対策を講じているものの被害は広範囲にわたる状況である。本町においては合併以前より捕獲班による駆除を実施し、特に最近の4年間では80百万円近くの一般財源を投じ駆除してきたが、抜本的な解決には至っていないのが現状である。これには、過疎化の進行と相まって狩猟者の高齢化や後継者の育成が進んでいないこと、また狩猟免許の取得や継続等に要する費用負担及び規制が厳しい状況も重なり、狩猟者の数が激減していることが大きいといえる。

野生有害鳥獣の中でも、シカによる食害は、農林産物のみならず山地の草木にも及び、林地の荒廃をもたらしている。荒廃した林地は雨により山腹が崩壊し、崩壊により谷川に流れ出た土砂がダム湖に堆積し、ダムの機能低下はもちろん洪水時における浸水被害を起こすなど負の連鎖を生じさせている。また、農地においては、サル、イノシシ、シカの食害により、高齢化した農家の生産意欲を減少させ、農地の耕作放棄化に繋がっている。中山間地域の農地は、国土保全機能、水源涵養機能等の多面的機能により多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られていると言っても過言ではない。しかし、野生有害鳥獣の被害により農地のこれらの多面的機能が低下し、国全体に大きな経済的損失が生じている。

このような状況から、国土保全上早急な対策が必要となっているなかで、市町村においては、野生有害鳥獣の被害に対して有効な手段が講ぜず、ますます農林業への被害が拡大しており、野生有害鳥獣の被害防止対策に必要とされる狩猟ノウハウの継承も危機的な状況になりつつある。

については、被害の深刻化・広域化に対して野生有害鳥獣対策を抜本的に強化するため、下記の事項について強く要望する。

1、狩猟者の確保

あらゆる野生有害鳥獣対策に必要とされる狩猟者の確保を図るため、早急に実効性のある対策を講じること。特に、狩猟免許取得及び更新に関する規制緩和を図るとともに、受験手数料及び講習料等について特段の財政支援措置を講ずること。

2、捕獲に関する規制緩和

野生有害鳥獣による農林業被害に迅速に対応するため、市町村への野生有害鳥獣捕獲許可の権限の拡大、野生有害鳥獣捕獲目的で市町村の農林業者が行う「わな」の設置に関する規制の緩和等を行うこと。

3、国、県、市町村の連携

野生有害鳥獣による被害対策は、市町村単体では効果的な対策とならないため、広域での駆除、捕獲が必要である。また国の管理する国有林での対策はもとより国土を保全する必要もあることから、国は都道府県及び市町村とも協議・連携し、国の責任において防除対策並びに駆除、捕獲対策を講ずること。

4、専門家の育成・確保

現場では、野生有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、対策技術の開発・普及、専門家の育成等を推進すること。

5、財政負担の軽減

野生有害鳥獣対策に要する経費については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、特別交付税で8割程度が優遇措置されているが、年々対策に要する費用が増加しており市町村の財政を圧迫していることから、関連予算の拡充と地方財政措置の充実をより一層行うこと。

6、人と野生鳥獣の棲み分け

里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりなど、人と野生鳥獣の棲み分け対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月20日、徳島県那賀町議会。

提出先、内閣官房（総理大臣・官房長官）、総務省、環境省、農林水産省、国土交通省、国会（衆議院議長・参議院議長）」

以上でございます。よろしくお願いたします。

〔田中久保議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、この野生有害鳥獣の被害防止対策に関する意見書に関して、おおむねと言いますか、ほぼ賛成という立場ではありますけれども、今後の手続き論に関して質問したいと思います。

これほど大きい問題になってきている状況ですね、特に先ほどの提案の中での捕獲に関する規制緩和という点のワナ猟に関する規制の緩和ということに関しましては、この辺りは法律や規制の緩和という文面をもってでの対策をもって大きく広がっていく可能性がございます。この辺りはもう政治行政の部分の問題かと思えます。

後はですね、議会の力をもってですね、どう進めていくかという点でありますけれども、過去の国・県に対する意見書を何度も可決をしてきておりましたが、ただ送付をするだけではですね、どの程度前に進んでいっているのか分かりにくい点がございます。今後はですね、政治的なやり方を変えてですね、霞が関詣・永田町詣というのは馬鹿げていると感じてはおりましたが、やはり顔を突き合わせてですね、何らかの答えを持って帰ってくるというような努力に変えていかなければならないのかなというふうに考えておまして、本議案が可決をされた場合にはですね、提出者及び議会としてどのような活動をされていくのか、この意見書を県・国に持っていくような過程を期待したいと思えますけれども、その点に関して答弁をいただきたいと思えます。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

〔田中久保議員、登壇〕

○田中久保議員 柏木議員の質疑にお答えいたします。

私といたしましても、柏木議員のおっしゃるとおり、この文面だけでは今まで長年

いろいろな方法で陳情もしてきたが、多分に門前払いというような傾向が多いように思います。できることならば国や県、中心に立った者たちが現地を視察していただいて、なおかつ我々も共に陳情していただいて、現状というものを十分把握していただきながら協力していこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔田中久保議員、降壇〕

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、国とか県の担当者の現地確認というのはもちろんですけども、政治の中枢部分にある人への声が届いているかどうかという点に関しましてですね、是非もうこれは国の中枢機関に対してですね、こちらから参じて顔を突き合わせてですね、何らかの答えを引っ張ってくるという努力をですね、議会また委員会こぞって、私も含めてですけども、是非活動に変えていっていただきたいと思います。

以上です。

○大澤夫左二議長 他に質疑ございませんか。

○大澤夫左二議長 これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより起立により採決します。発議第4号「野生有害鳥獣被害防止対策に関する意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は可決されました。

次に、発議第5号「外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書について」議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

〔古野司議員、登壇〕

○古野司議員 それでは、冒頭、意見書を朗読いたします。

「外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書。現在、我が国では、外国資本により、水源に関わる森林や離島をはじめ、安全保障にも関係する土地などの買収が自由に行われております。これは、国民生活を守る上でも、自治体の行政上にも不都合や支障を生じかねません。

多くの国では、国民生活を守る観点から、外国資本による土地買収には、届出や許可などを必要とする法律が制定されています。

我が国は、大正14年に制定された『外国人土地法』がありますが、形骸化しています。

よって、本議会は、政府、国会、法務省、外務省に対し、外国資本による土地買収を制限する法整備を早急に行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。」

さて、この意見書の中「他国における法整備がある」というくだりを、この際かい摘

んで説明申し上げます。

まず、隣国の中国においては、土地の所有権は原則として国家に帰属しているため、外国人が不動産を取得することはできません。また、韓国には外国人土地法がありまして、安全保障上の重要な施設の近くなどは土地所有を許可制としています。ミャンマー・フィリピン・インドネシア・タイなどの東南アジア諸国も、外国人の土地所有を原則禁止されています。

アメリカは、法律によって、土地の所有を含め安全保障に関わる国家にとって重要な土地に関しては、外資規制の対象としております。そして、そのアメリカは自国の安全保障を脅かすと判断した場合には、大統領に土地取得を無効にできる権限が与えられております。ロシアにおいては、国境隣接地や公安用地の外国人による所有を禁止しております。外国人による土地取得を法律で規制していない国々でも、国家が厳格な使用制限を設けているケースがほとんどであります。

意見書で述べていますように、日本では外資を含めた外国人の土地購入に関しては大正14年制定の「外国人土地法」があり、安全保障上重要な土地の取得制限を定めておりますが、戦後これは規制対象を指定した政令が廃止をされまして、この法律自身が形骸化いたしております。

さて、皆様にはこの意見書を全会一致において可決賜りたくお願い申し上げるところでございます。

以上でございます。

〔古野司議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより起立により採決します。発議第5号「外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は可決されました。

日程第3、「議員派遣について」議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第117条の規定によって、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第4、閉会中の継続調査について議題といたします。

お諮りします。お手元に配布のとおり、各常任委員会・議会運営委員会の各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

本件は、これを各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

坂口町長から挨拶がございます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 本、平成24年6月定例議会、5日から本日までの16日間、慎重審議御審議をいただき全議案御承認を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。いただきました提言また御意見等につきましては、執行に当たって十分その認識をもとに執行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、特に林業活性化センター、今の準備室で、平成24年度から本格的に変わりました国の林業の施業に対する補助制度、いろいろと中身を詰めていきますと課題がたくさんございます。そういったことで、やはり平成24年度から施行されるということになりますと、やはり施業地の確保をしなければなりませんので、そういったことで、それぞれの民有林の経営計画またその森林所有者の方の御理解というのが即いただけるわけではございません。

そうした中で、やはり町有林等を十分活用させていただき、その中でモデル的な施業団地も含めて、平成24年度から町有林においてその制度に合う施業を行いたいと思っております。この後、担当課のほうから、それらについても皆様方に御理解をいただくべく御説明をさせていただきたいと思っておりますので、その点もよろしくお願いを申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○大澤夫左二議長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月5日に開会以来本日までの16日間、議員各位の熱心な御審議を賜り、ここに閉会を迎えることになりました。これもひとえに各位の御精進のたまものであり、心より敬意と感謝の意を表するものであります。

なお、これからは、本日の会議もどういうことになるかというように非常に心配いたしました。いよいよ台風またいろんな災害のシーズンが迫ってまいります。議員各位におかれましては、一旦ことあるときに各地域で十分議員として職責を果たせるよう、御留意賜りたいと思います。なお、暑さに向かいますので、節電等の問題もございます。十分健康には御留意されて、万全を期するよう心からお願いを申し上げまして、閉会の言葉とさせていただきます。

これをもって、平成24年6月那賀町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

午前10時50分 閉会

(地方自治法第123条第2項の規定による署名)

議 長 大澤 夫左二 (署名)

署 名 議 員 福永 泰明 (署名)

署 名 議 員 新居 敏弘 (署名)